

# 航海条例とアイルランド

川 瀬 進

## 目 次

- I. はじめに
- II. イングランドからの侵略
- III. イングランドからの支配
- IV. 航海条例とアイルランド
- V. おわりに

### I. はじめに

17世紀のイングランド経済史を研究するうえで、当然問題となるのは、イングランドとオランダとの関係である。イングランドの財政上、当時のオランダの勢力は、脅威的であった。このオランダの脅威に対して、イングランド政府は、イングランドの財政収入を、ヨリ確実にかつヨリ安全に確保するために、航海条例を施行した。いいかえると、イングランド政府は、イングランドのキャリング・トレード（Carrying Trade）から、イングランドの財政収入を確保・増進させるために、この航海条例でもって、オランダの勢力を押さえようとした。

この航海条例について、特筆しておかなければならないことが1つある。それは、往々にして無視されがちなイングランドとアイルランドとの関係である。たとえアイルランドがイングランドに対して従属的な立場に置かれていたとしても、イングランドの経済、軍事、民族に対して多大な影響を与えていたので、アイルランドの立場を無視するべきではない。

航海条例に関する限り、イングランドと海を隔てているアイルランドの立場は、同じ陸続きであるスコットランドの立場とは、かなり異なる。

1541年にイングランド王であるヘンリー8世 (Henry VIII, 1509-1547) が、アイルランド王に即位して以来、アイルランドはイングランドと同一の国王を有するようになった。だが、この同一国王に対してアイルランドは、以前よりもより悲惨な状態に置かれた。

ではなぜ、アイルランドは、以前からイングランドによって悲惨な状態に置かれなければならなかったのか、また、古くからのアイルランドとイングランドとの関係は、どうであったのか、が問題になる。だが、航海条例を研究するうえで、この古くからの、といっても限界がある。この古くからの、ということ、を、イングランド王ヘンリー2世 (Henry II, Curtmantle, 1154-1189) が、アイルランドを侵略した1169年にする。

そこで本稿では、なぜアイルランドは、1169年にイングランドから侵略を受けなければならなかったのか、また、なぜ航海条例によってより悲惨な状態に置かれたのか、を考察する。

## II. イングランドからの侵略

12世紀初期のアイルランドは、総体的にはほぼ安定した時期を迎えていた。この安定というのは、外国の要因を受けていなかったということであり、国内での紛争は多分にあった。その紛争の主要因は、アード・リー (Ard・Ri : アイルランド大王) の地位をめぐる争いである。

もともとアイルランドは、平和と繁栄を享受したゲール (Gael) の文化が支配的であった。だが、ゲールの氏族制的王の相続が、世襲制によるブレホン法 (Brehon Law) によっていなかったため、各氏族が政治的な抗争を続けていた。そのため、アード・リーとしての地位は、アイルランド最大の権力を持っているというのではなくて、ただ単に名誉ある称号としての意味でしかなかった。

当時アイルランドは、2人の王によって支配されていた。すなわち、レンスターのダーモット・マクマロ (Dermot MacMurrough : Diarmait MacMurchadha, king of Leinster, d. 1171) によって支持されていたアレク王のムルタ・マクロクリン (Murtough MacLochlainn : Muircheartach MacLochlainn, high-king, d. 1166) と、ブレフネのティールナン・オロールク (Tiernán O'Rourke : Tighearnán ÓRuairc, king of Breifne, d. 1172) に支持されていたコナハト王のロリー・オコナー (Rory O'Connor : Ruaidhri ÓConchobhair, high-king, d. 1198) とである。

このムルタ・マクロクリンとロリー・オコナーとが、アード・リーの地位をめぐり、1156年から大規模な紛争が始まった。この紛争は、ムルタ・マクロクリンが1166年に死することによって終わった。このことだけだったら、アイルランド国内は、ロリー・オコナーがアード・リーに即位し安泰になっていたであろう。だが、ムルタ・マクロクリンが死すと同時に、彼を支持していたダーモット・マクマロがイングランドに逃亡したことによって、アイルランドの安定が破られてしまった。というのは、ダーモット・マクマロがヘンリー2世の助けを求めることによって、再びレンスターでのリー (Ri : アイルランド小王) の地位を奪取できると考えていたからである。

ダーモット・マクマロのこの考えは、即ヘンリー2世への接触という行動に現れた。だが、彼はヘンリー2世からの支援を得ることができなかった。というのは、ヘンリー2世が、自分の母マティルダ (Matilda, 1102-1167) からアイルランド遠征を反対されていた<sup>1)</sup>からと、自己のアンジュー帝国 (Angevin Empire)、すなわち直領地であるイングランド、ノルマンディー (Normandy)、メヌ (Maine)、アンジュー (Anjou)、さらに公領地であるポアトゥー (Poitou)、アキテーヌ (Aquitaine) の統轄に必死であ

---

注1) Adams, G. B., *The History of England, from the Norman Conquest to the Deth of John 1066-1216*, in William Hunt and Reginald L. Poole, eds., *The Political History of England*, Vol. 2, Longmans, Green, and Co., 1905, p. 264.

った<sup>2)</sup>からである。結局彼は、ヘンリー2世からの直接支援を得ることができなかったが、結果的にはヘンリー2世の下臣であるウェールズのペンブロー克伯、クレアのリチャード・フィッツギルバート (de Clare, Richard fitzGilbert, earl of Pembroke, アイルランド史では Strongbow, d. 1176) からの支援を得ることができた<sup>3)</sup>。

ではなぜ、リチャード・フィッツギルバートは、ダーモット・マクマロを支援したのであろうか。いいかえると彼は、ダーモット・マクマロに支援をする義務、あるいは必要性があったのであろうか。

1166年といえば、ヘンリー2世が王位を継承して12年後のことであり、表面立った内戦はなかったが、各貴族による権力闘争は多分にあった。その中であって、ウェールズのリチャード・フィッツギルバートも例外ではない。彼自身も、自分の所領を円滑に統治するのが精一杯であり、とうていヘンリー2世の命であっても、自己の軍隊でもってダーモット・マクマロを救援することは考えられない。それでもあえて彼が救援したということは、なにか実益のあるものと取引したのに違いない。そのなにかとは、2つの約束である。1つは、長女イーフェ (Aoife, daughter of Dermot MacMurrough, d. c. 1190)<sup>4)</sup>との結婚と、他は、レンスターでのリーの相続権とであった<sup>5)</sup>。当時彼にとっても、ウェールズのヨリ安定を願うためにヘンリー2世との接触を試みていた。だが、このことは失敗に終わり、彼は、自己との同盟を結んでくれる貴族を探していた。そのところに、ダーモット・マクマロが現れたのであり、この同盟はスムーズに進んだ。

ダーモット・マクマロは、1166年にリチャード・フィッツギルバートの支

---

2) Simms, K., *The Norman Invasion and the Gaelic Recovery*, in R. F. Foster, ed., *The Oxford Illustrated History of Ireland*, Oxford University Press, 1989, p. 57.

3) *Ibid.*, p. 57.

4) ダーモット・マクマロの長女イーフェは、ノルマン人たちの間では、エヴァ (Eva) と呼ばれていた。Keating G., Tr. By John O'mahony, *The History of Ireland*, Vol. 2, Irish Genealogical Foundation, 1983, p. 626, n. 94.

5) Simms, K., *op. cit.*, p. 57.

援を取り付け、自己の小部隊でもって1167年にアイルランドに上陸し、アード・リーであるロリー・オコナーの大軍隊と戦った。結果は、アイルランドにとって侵略軍であるダーモット・マクマロ軍の敗退であった。

この結果をもとに、さらにヘンリー2世の命を受けて、リチャード・フィッツギルバートは、積極的に兵士を徴募した。そして、彼の意に賛同した部隊、すなわち2小部隊が彼のもとに集まった。1つは、ロバート・フィッツステイブン (Robert FitzStephen) 隊と、他は、モーリス・デ・プランダガスト (Maurice De Prendergast) 隊とである。ロバート・フィッツステイブン隊は、30人の騎士、60人騎士志願者、300人のウェールズ人から成るアーチェリー兵と歩兵とを含む約400人の小部隊、そして、モーリス・デ・プランダガスト隊は、10人の騎士、60人のアーチェリー兵を含む小部隊であった<sup>6)</sup>。リチャード・フィッツギルバート傘下に入った合計約600～700名のこの2つの小部隊は、1169年5月にアイルランドに上陸し、ウェックスフォード (Wexford) を攻略した<sup>7)</sup>。

一方、ダーモット・マクマロを伴うリチャード・フィッツギルバート隊は、1170年8月23日に200人の騎士と、1,000人の軽武装兵とを従えてウォーターフォード (Waterford) を陥落させた<sup>8)</sup>。また彼らは、1カ月以内にダブリン (Dublin) をも占領した。

ヘンリー2世が命じたこの1169年のアイルランド侵略は、アングロ・ノルマンがアイルランドに行った最初の侵略である<sup>9)</sup>。というのは、ロバート・フィッツギルバート隊のアーチェリー兵と歩兵とがほとんどウェールズ人であったり、また、モーリス・デ・プランダガスト隊の1/3の兵士がアングロ・

---

6) Keating, G., Vol. 2, *op. cit.*, p. 618, and p. 618, n. 78.

7) Poole, A. L., From Domesday Book to Magna Carta 1087-1216, in Sir George Clark, ed., *The Oxford History of England*, Vol. 3, Rep. of 1955, ed., Second Edition, Oxford University Press, 1986, p. 305.

8) *Ibid.*, p. 306.

9) Curtis, E., *A History of Ireland*, Sixth Edition, Repr. of 1950, ed., Methuen, 1985, p. 50.

ノルマン人であったからである<sup>10)</sup>。

ではなぜ、ヘンリー2世は、1167年にアイルランド侵略を命じたのであろうか。その理由は2つある。1つは宗教的意味と、他は経済的意味とである。

ヘンリー2世は、1155年にローマ教皇アドリアン4世 (Pope Adrian IV : Hadrian IV, 1154-1159) から、アイルランドをいただけるという有名なラウダビリター教書 (Bull Laudabiliter) を受け取った<sup>11)</sup>。その中で、彼がアイルランドを侵略すること、アイルランドの教会と国民とを改宗させることを許されていた<sup>12)</sup>。よってこの宗教的な意味とは、アイルランドの宗教をイングランドの宗教に改宗させて、アイルランドを支配しようとすることである。アドリアン4世のもともとの真意は、政治的宗教的混乱を招いているアイルランドを宗教的に統一させることによって、平和を導こうと思っていたに違いない。だが、この真意は、ヘンリー2世になるとアンジュー帝国の統一拡大のために、武力でもってアイルランドを支配下に置こうというように変わっていった。また経済的意味とは、古くから貿易の中心地であったウェックスフォード、ウォーターフォード、ダブリンを掌握して、貿易収入を上げようとすることである。これらの都市の重要性については、海財であり、かつ貿易商人であったノルマン人が、これらの地を拠点として活躍していたことから判明できる。

ここで1つ疑問なことがある。それは、ヘンリー2世が1167年に自ら兵を率いていて、アイルランドに遠征に行かなかったことである。その行かなかった理由として、母マティルダの反対とアンジュー帝国の統轄に必死であったとしても、疑問が残る。イングランドにいて、ウェールズのリチャード・フィッツギルバートに指図しただけで、ヘンリー2世は事が足りたのであろうか。古くからの貿易の重要都市を多く持っているアイルランドの立場を考えたら、必ず1167年および1170年の遠征において必勝を期しなければならな

10) Poole, A. L., *op. cit.*, p. 305.

11) Norgate, M. K., "The Bull Laudabiliter", *The English Historical Review*, Vol. 8, No. 29 (January 1893), p. 18.

12) Curtis, E., *op. cit.*, p. 45.

いのに、もしロリー・オコナーのアイルランド大軍に敗けていたらどうなっていたであろうか。結果は、ダーモット・マクマロを伴うリチャード・フィッツギルバート軍の勝利であったが、ヘンリー2世は、アイルランドの立場を軽く考えていなかったであろうか。もしこれらの戦いに負けていたら、当然イングランドは、スコットランドおよびアイルランドから睨まれ、ヘンリー2世自身そのものの地位があやぶまれていたであろう。

1170年8月23日のダブリン占領後、ヘンリー2世の対アイルランド政策が変わった。それは、宗教的経済的重要都市であるダブリンを陥落させたりチャード・フィッツギルバートが、しだいにアイルランドにおいて、イングランドにとって脅威となるほどの勢力を増していたからである。リチャード・フィッツギルバートは、ダブリンの占領後、約束どおりレンスター王のダーモット・マクマロの長女イーフェと結婚し、そしてその後、すなわち1171年5月のダーモット・マクマロの死後、レンスターでのリーの称号を要求した<sup>13)</sup>。このことだけだったら、ヘンリー2世は、何も政策転換をしなくてもすんだ。だが、彼が信賴を置いているリチャード・フィッツギルバートが、以前にイングランド王に背き刑務所に入れられたことのあるロバート・フィッツステューブ<sup>14)</sup>を従え、アイルランドで反イングランド的な勢力を持ち始めてきていたのであった。このことは、当然彼とリチャード・フィッツギルバートとの衝突ということの意味している。

だが実際は、1171年にリチャード・フィッツギルバートがレンスターでのリーの称号を要求した後、レンスター内での王位継承問題で内乱が起こり、ヘンリー2世とリチャード・フィッツギルバートとの衝突は、起こらなかった。この王位継承問題とは、アイルランドの伝統的なブレホン法により、女系の相続人は認めないということである。いいかえると、新ルールは認められなく<sup>15)</sup>、女婿であるリチャード・フィッツギルバートのリーの王位継承

13) Oman, Sir C., *A History of the Art of War in the Middle Ages*, Vol. 1, Greenhill Books, London, 1991, p. 407.

14) Keating, G., Vol. 2, *op. cit.*, p. 617.

15) Adams, G. B., *op. cit.*, p. 298.

は、事実上このブレホン法により否定されたのである。

ウェールズのリチャード・フィッツギルバートは、自己の王位継承問題で、レンスター内の貴族から猛反対を受け、さらにアード・リーであるロリー・オコナーからも、レンスターでのリーは絶対に外国人であってははいけないとする彼の考え<sup>16)</sup>のもと、敵視されるようになった。これに対して彼は、自己の意志を貫徹させるために、せっかく手にしたレンスター領を譲るという条件で、非常に屈辱的であったが、ヘンリー2世に救援を求めた<sup>17)</sup>。

リチャード・フィッツギルバートに救援を求められたヘンリー2世は、アンジュー帝国拡大の一環として、アイルランドを自分の意志で統轄するために、自らアイルランドに乗り込み、自己の権威を誇示しようとした<sup>18)</sup>。その権威の誇示として彼は、1171年10月18日に500人の騎士と約4,000人の兵士とを乗せた400隻の船舶でもって、ウォーターフォード近くに上陸した<sup>19)</sup>。上陸した彼は、即、ロリー・オコナーをはじめとする貴族およびアイルランド原住民に威圧を与えながら、かつ高度に訓練されたアングロ・ノルマンの冒険商人 (Anglo-Norman Adventurers) の活動を統制しながら<sup>20)</sup>ダブリン城に入った。そして彼は、リチャード・フィッツギルバートからアイルランドの宗主権を受け取り、さらにこの10月にリスモア (Lismore) で、クーリア・レギス (Curia Regis)<sup>21)</sup>を開催させて、法的にアイルランドをイングランドの支配下に置いた<sup>22)</sup>。

---

16) Poole, A. L., *op. cit.*, p. 306.

17) リチャード・フィッツギルバートは、アイルランド史において“ストロングボウ (Strongbow)”と異名をとるほど好戦的で、かつプライドの高い人物であった。その彼が、自己の反イングランド感情を押し殺してまでも、ヘンリー2世に救援を求めたということは、想像を絶するほどの屈辱であったに違いない。

18) Poole, A. L., *op. cit.*, p. 307.

19) Keating, G., Vol. 2, *op. cit.*, p. 630, n. 99.

20) Poole, A. L., *op. cit.*, p. 308.

21) このクーリア・レギスは、現在のイギリス枢密院と閣議との前身である。Hall, W. P., Albion, R. G. and Pope, J. B., *A History of England and the Empire-Commonwealth*, Rep. of 1971, ed., Fifth Edition, Robert E. Krieger Publishing Company, Inc., 1984, p. 59.

22) *cf.* Curtis, E., *op. cit.*, p. 53.



ヘンリー 2 世のための国王評議会であるこのクーリア・レギス開催後、アイルランドの地方の多くの小王は、ヘンリー 2 世に臣従と忠誠を誓ったが、ロリー・オコナーは、このクーリア・レギスの議決に反対し、あくまでも彼と戦う姿勢をとった<sup>23)</sup>。このクーリア・レギスは、当然アイルランドにイングランド王に対する臣従と忠誠を誓わさせ、かつ租税を支払わさせる会議であった。反対にアイルランドにとっては、一方的にイングランドの封建的政治と封建的宗主義とを押し付けられた会議であった<sup>24)</sup>。このクーリア・レギス後、ヘンリー 2 世の勢いに押され服従と租税の支払いとを誓ったのは、下記の諸王である<sup>25)</sup>。すなわち、コーク王ダーモット・マックキッシィ (Dermot MacCarthy : Diarmait MacCarthaigh), リメリック王ドナル・モァー・オヴリアン (Donal Mór O'Brien : Domhnall Mór ÓBriain), エアギアラ王ムーチャド・オカロール (Murchadh O'Carroll (ÓCearbhaill)), ブレイフネ王ティガァーナン・オロウルク (Tighearnán O'Rourke), アライド王ドン・スレイベェ・マクダンレヴィー (Donn Sléibhe MacDuinnshléibhe) である。

1171年10月18日にウォーターフォード近くに上陸したヘンリー 2 世は、約 2 週足らずでアイルランドのほとんどすべての小国を掌握し、さらに、はじめのうち彼に抵抗していたロリー・オコナーをも軍事力により傘下に置き、アイルランド全土を統轄するようになった。このことは、彼の軍事力がいかにもすごかったかを物語るとともに、彼をここまで動かしたりチャード・フィッツギルバートが、いかに智将であり、いかに政治力にたけていたかをも物語っている。

軍事的にアイルランドを統轄し始めたヘンリー 2 世は、今度はアイルランドの宗教をイングランドの宗教に改宗させるために、1171年から1172年の冬にかけてキャッシュル (Cashl) で、アイルランド宗教会議を開催させた<sup>26)</sup>。

23) cf. Adams, G. B., *op. cit.*, p. 298.

24) cf. Poole, A. L., *op. cit.*, p. 308.

25) Simms, K., *op. cit.*, p. 57.

26) *Ibid.*, p. 58.

このキャッシュル会議の開催によって、ヘンリー2世がアイルランドを軍事的、政治的、宗教的にヨリ安定させようとしたことが窺える。このことは、アイルランド小王たちにとって非常に屈辱的であったのに違いない。というのは、もうすでに外国の王から軍事的、政治的に支配されている状態を、さらに悪化させることになるからである。

このキャッシュル会議の目的は、アイルランドのヘンリー2世の地位を優位にするために、彼への臣従を誓わさせ、また彼への権利と王位継承とを認めさせることにあった<sup>27)</sup>。具体的には、アイルランド教会をイングランド教会に改宗させることによって、アイルランドの諸王を彼に服従させることにあった<sup>28)</sup>。

では、ヘンリー2世の思いどおりに事が運んだキャッシュル会議は、どのようなメンバーで構成されていたのであろうか。それは当然、ヘンリー2世自身が自己の意思をキャッシュル会議に反映させるために、いいかえると自己の考えをアイルランドに押し付けるために、自己の息が掛かっているカトリック教徒たちであった。具体的には、このキャッシュル宗教会議は、ヘンリー2世の代理人をはじめとして<sup>29)</sup>、キリスト教徒、リスモアの司教、ローマ教皇の遣外使節たちによって主宰され、またダブリン、キャッシュル、ツァームの大司教たち、そして以外の多くの司教、大修道院長たち、さらに教会の高僧たちによって協賛された会議であった<sup>30)</sup>。

このようにヘンリー2世は、早急にこのキャッシュル宗教会議で、アイルランドでの封建政治を宗教的にかつ法的に正当化させ、それを現実に実行した。ここでいう宗教的かつ法的というのは、あくまでもヘンリー2世自身の利己的なものの考え方であって、アングロ・ノルマン貴族、特にアイルランド諸王たちにとっては、不愉快極まりない考え方であった。というのは、このキャッシュル宗教会議でヘンリー2世の考え方が議決されたことによって、

27) Adams, G. B., *op. cit.*, p. 299.

28) *cf.* Poole, A. L., *op. cit.*, pp. 308-309.

29) Curtis, E., *op. cit.*, p. 54.

30) Poole, A. L., *op. cit.*, p. 308.

彼らは、法的にヘンリー2世の封建的宗主権を、甘んじて受け入れなければならなかったからである<sup>31)</sup>。

ではなぜ、ヘンリー2世は、このような自己の利己的な考え方、および権力を、早急にこのキャッシュル宗教会議で議決させなければならなかったのであろうか。それは、リチャード・フィッツギルバートの勢力がしだいに拡大し始めていたからである<sup>32)</sup>。

キャッシュル宗教会議後、自己の意思どおりに施行された法律に満足してヘンリー2世は、1172年4月にイングランドに戻った。彼のこの自己の意思どおりという中には、教皇アレクサンデル3世（Dope Alexander III, c. 1105-1181）の機嫌を取れたということをも含まれている。ヘンリー2世は、大司教の運営の仕方、つまり聖職者の裁判問題での意見対立で、1170年にカンタベリ大司教トマス・ベケット（Thomas Becket, 1118-1170）を殺害していた<sup>33)</sup>。このこと以来、教皇アレクサンデル3世とヘンリー2世との間には、深い溝ができており、この溝をヘンリー2世自らの意志で、アイルランドをキリスト教に改宗させるというこのキャッシュル宗教会議の議決文に織り込むことによって、なくした。

ヘンリー2世のこのような行為に対して、教皇アレクサンデル3世は、1172年9月20日にトゥスクルム（Tusculum）から3通の手紙、すなわちアイルランド教会宛、ヘンリー2世宛、アイルランド諸王宛の手紙を出した。第1通の手紙、アイルランド教会宛のものは、ヘンリー2世のアイルランド支配に協力して、それに背く者を罰するように命じていた<sup>34)</sup>。第2の手紙、ヘンリー2世宛のものは、支配したアイルランドの政治を良心的に行うよう

---

31) アイルランドが受けた封建的政治および封建的宗主権とは、イングランド国教会への10分の1税、ローマ教皇への1ペニーの献金、結婚の規制、洗礼の強制と、非宗教的な強要からの教会の自由とである。cf. Curtis, E., *op. cit.*, p. 54.

32) Simms, K., *op. cit.*, p. 58.

33) Adams, G. B., *op. cit.*, p. 295.

34) cf. Douglas, D. C. and Greenaway, G. W., eds., *English Historical Documents*, Vol. 2, 1042-1189, Rep. of 1968, ed., Second Edition, Eyre Methuer, 1981, pp. 830-831.

に命じていた<sup>35)</sup>。第3の手紙、アイルランド諸王のものは、ヘンリー2世をアイルランドのアード・リーとして認め、彼に従うように命じていた<sup>36)</sup>。なお、教皇アレクサンデル3世は、この第2の手紙の中で、ヘンリー2世を“アイルランド卿 (Lord of Ireland)”として認めている<sup>37)</sup>。

アード・リーのロリー・オコナーは、ヘンリー2世の勢力の拡大また教皇アレクサンデル3世のプレッシャーから、ついに力尽きて、1175年10月ヘンリー2世とウィンザー条約 (Treaty of Windsor) を結んだ<sup>38)</sup>。

このウィンザー条約により、ヘンリー2世が法的にアイルランドを掌握したということになり、アングロ・ノルマンがアイルランドを征服したとすることができる。また、このウィンザー条約をより明確にするためにヘンリー2世は、アイルランドにイングランド法と慣習とを導入した<sup>39)</sup>。だが、このようなことは、あくまでも法的、いいかえると名目上のことであって、現実には、リーである各アイルランドの小王たちが実権を握っていたことを忘れてはならない。ヘンリー2世の権力が実際に及んでいたところは、アングロ・ノルマン貴族が支配しているところ、すなわち1169年の侵略によってダブリン周辺にイングランド人のために柵で囲んだペイル (Pale) 内のところだけである<sup>40)</sup>。

---

35) cf. *Ibid.*, pp. 831–832.

36) cf. *Ibid.*, pp. 832–833.

37) Poole, A. L., *op. cit.*, p. 309.

・1172年の時点においては、イングランド王はアイルランド王と名乗っていない。イングランド王がアイルランド王と名乗るのは、両王国の国王を兼ねたヘンリー8世からである。

38) Curtis, E., *op. cit.*, p. 58.

39) cf. D'Alton, E. A., *History of Ireland, from the Earliest Times to the Present Day*, Rev., Half-Volume 2, The Gresham Publishing Company, 1910, p. 291.

40) このイングランドのペイルは、アイルランドのダブリン、キルデア、ミース、ラウズの面積の半分を、アイルランド原住民から奪い取った地域である。Froude, J. A., *History of England from the Fall of Wolsey to the Death of Elizabeth*, Vol. 2, Repr. of 1862–1870, ed., New York: Ams Press, 1969, p. 261.

もともとアイルランドは、アングロ・ノルマン、いいかえるとイングランドと政治も宗教も異なっており、法的にヘンリー2世がアイルランド宗教をイングランド宗教に改宗されるといっても、それは、言葉上の名目的なことであって、昔から培われてきたアイルランド宗教を、急に改宗できるとは考えられない。もしヘンリー2世が教皇アレクサンデル3世の意を確実に実行させようと思っていたならば、彼は、1172年4月にイングランドに戻らなかったであろうし、また全アイルランドを法的に支配した1175年10月のウィンザー条約も、3年6カ月の期間（ヘンリー2世がイングランドに帰国してからウィンザー条約が締結されるまでの期間）を、要さなかったであろう。さらに彼は、アイルランド内に2～3のオフィスを設置しただけではなく、しっかりとしたイングランドの政府機関を設置させていたであろう<sup>41)</sup>。

反対に、もしアイルランド内でのアード・リーとしての立場がもう少し強かったならば、いいかえるとアード・リーの力が封建的に着実に組織されていたならば、ロリー・オコナーは、ヘンリー2世の武力に屈することはなかったであろう。

以上のようにアイルランドは、アングロ・ノルマン、すなわちイングランド王であるヘンリー2世によって侵略され、そして1175年には、名目上法的にイングランドの支配下に置かれたのである。

### Ⅲ. イングランドからの支配

1175年以降、アイルランドの諸王およびその下臣である原住民にとって、ヘンリー2世の主権を認めるということは、何か精神的な違和感があった。具体的には、イングランドの宗教に従うということである。アイルランド原住民にとって、今まで培ってきた自国の宗教を急に外国の宗教に改宗されることは、戸惑いがあったというよりも、むしろ苦痛が生じていたであろう。

---

41) cf. Boyce, D. G., *Nationalism in Ireland*, Repr. of 1982, ed., Second Edition, Routledge, 1991, p. 31.

この苦痛は、イングランドの宗教を守らない、またヘンリー2世の主権を認めないという方向に進むのは当然のことであろう。

1175年のウィンザー条約は、法的に効力があるかもしれないが、それは名目上のことであり、現実にはアイルランドでは、強制力のない条約であった。というのは、この条約によりアイルランドの諸王たちが、ヘンリー2世に対する臣従と忠誠、さらに $\frac{1}{10}$ の貢納でさえも確実に守っていなかったからである。また、アイルランドのアングロ・ノルマン人でさえも、このウィンザー条約を無視していたからである。

アイルランド人にとって、このウィンザー条約があまり効果がなかったとしても、それには、やはり多少の封建的重圧感があった。この封建的重圧感をヨリ一層重くしたのは、アングロ・ノルマンの冒険商人たちである。というのは、彼らは自分たちの所領内・ペイル内だけではもの足りなくなり、ウィンザー条約を盾に取り、武力でもって次つぎとアイルランド原住民の土地を略奪していったからである。

アイルランド諸王および原住民たちは、これらのことに対処しきれないロリー・オコナーに対して、尊敬の念をいだかなくなっていた。ロリー・オコナーは、1175年10月のウィンザー条約によって事実上、アード・リーとしての座を失った。だが、彼は、ヘンリー2世から臣従と忠誠および毎年の貢納という条件付きで、コナハト (Connacht) の未征服地の全王 (OverKing) として認められていた<sup>42)</sup>。

ロリー・オコナーは、コナハトでの未征服地、すなわち未開拓地ですら、アングロ・ノルマンの冒険商人たちによる無秩序な略奪により、そこでの全王としての信頼を失っていた。もともと彼のアード・リーとしての信頼度は、すでに1169年8月にウォーターフォードがアングロ・ノルマンの侵略により陥落したときから、低くなりつつあった。もし彼が、アード・リーとしての権力を組織的に集中・強化していたならば、彼の信頼度は、かなり高くなっていただろう。このことをいいかえるならば、もしロリー・オコナー

---

42) Curtis, E., *op. cit.*, p. 58.

が、アード・リーとしての権力を封建的に確立していたならば、アングロ・ノルマンの侵略を防げたであろう、ということである。また、当時のアイルランドにおいては、ロリー・オコナーがアイルランド大王としてのアード・リーの地位にあったから、当然そこには、封建制が存在しており、中央集権が行われていた。だが、このアイルランドの中央集権は、アングロ・ノルマンの中央集権に比べて弱く、彼らの侵略を阻止することができなかった。そこで、ロリー・オコナーがアード・リーとしての地位についた時点で、ある程度各リーたちを犠牲にしてまでも、強力な中央集権を確立していたら、アイルランドは、イングランドの支配を受けなくてもすんだであろう、と考えられる。

ヘンリー2世は、1175年のウィンザー条約があまり効果がないということを知ると、この条約をより強化するために、いいかえるとアイルランド内の秩序を回復させるために<sup>43)</sup>、1177年5月自分の王子ジョン(John, Lackland, 1199-1216)を、教皇アレクサンデル3世の許可を得て、アイルランド卿に居えた<sup>44)</sup>。彼がアイルランド支配を推し進めるために、このようなことを行ったということは、イングランド国内の問題に手を焼き、アイルランド問題まで手が回らなかったからである。この点から、彼がアイルランド支配を第2次的な政策として、考えていたことがわかる。

ヘンリー2世の命を受けた王子ジョンは、1185年4月25日に300人の騎士や歩兵たちを乗船させた60隻の船舶でもって、ウォーターフォードに上陸した<sup>45)</sup>。ジョンは、自分の権力を確実に実のあるものにさせるために、1204年から1205年にかけてダブリン城を築き、そしてそこから権力を集中させてア

---

43) cf. O'Donovan, John, ed., *Annals of the Kingdom of Ireland, by the Four Masters, from the Earliest Period to the Year 1616*, Repr. of 1854 ed., Vol. 3, New York: Ams Press, Inc., 1966, p. 67.

44) Simms, K., *op. cit.*, p. 59.

45) cf. D'Alton, E. A., *History of Ireland, from the Earliest Times to the Present Day*, Rev., Half-Volume 1, The Gresham Publishing Company, 1910, p. 262.

• cf. Adams, G. B., *op. cit.*, p. 342.

イルランド人を支配していった。イルランドでは実績のないジョンがスムーズにダブリン城を築き、そこから支配体制が執れたのは、イルランド教会の協力があつたからにほかならない。もしイルランド教会がイングランド王の意に反していたならば、当然ジョンがイルランド卿についたとき、反発があつたであろう。だが、当時のイルランド教会においては、司教や修道院長がすでに教皇アレクサンデル3世の意に添う、いいかえればヘンリー2世の意に添うものになっていた。よつてジョンは、ペイル内においてヨリ権力を集中し封建政治を推し進めていくことができた。このことは、ジョンがペイル内の司教や修道院長を支配下に置き、宗教的にも政治的にもなんら問題なく、ペイル内を治めていたことからわかる。

ジョンがペイル内で封建政治を推し進めていく上で、やりやすい環境づくりをしていたのは、父ヘンリー2世である。ヘンリー2世は、徹底的にイルランド司教を嫌い<sup>46)</sup>、イルランド人を教会から排除していた<sup>47)</sup>。その結果、司教や修道院長は必然的にイングランド人が就任するようになり、そしてその彼らがジョンを支えるために、積極的な封建政治の推進者となつていった。

このような環境は、ペイル内だけにとどまらなかつた。すなわちジョンの封建政治は、ペイル外にも波及していった。具体的には、1217年にマグナ・カルタ (Magna Carta) がイルランドにも施行されたことである<sup>48)</sup>。このマグナ・カルタは、イングランド議会在がイングランド国民の権利と自由とを、ジョン王に保障させるために、1215年に彼に署名させた大憲章である。そこで、このマグナ・カルタがイルランドで施行されたということは、イングランド議会在がイングランドの封建諸侯の利益を第1目的に考え、イルランド原住民の権利と自由、さらに利益などは全く考えていなかったということの意味している。また、ジョンは、全イルランドを支配するために、

---

46) D'Alton, E. A., Half-Volume 2, *op. cit.*, p. 326.

47) *Ibid.*, p. 332.

48) Curtis, E., *op. cit.*, p. 75.



いいかえると司教にアイルランド人がなるのを極力避けるためにアイルランド教会にプレッシャーをかけていた<sup>49)</sup>。

これに反して、アイルランド人にとっては、日常生活にとって非常に意義深いアイルランド教会がイングランド教会に取って代わるということは、生活そのものがイングランド教会によって指図されるということであり、憤りを感じなくてはならなくなっていた。

このアイルランド人の憤りが、アイルランド独自の“ナショナリスト”を生む結果になり、そしてその“ナショナリスト”たちがイングランド化したアイルランド教会を攻撃し始めた。また、時がたつにつれて、アイルランドへの移民者、特にウェールズからの移民者たちがアイルランドとの民族性に同化、いわゆるアングロ・アイリッシュ (Anglo-Irish) 人になっていった。これらのことは、当然ジョン王の権力基盤を崩壊される要因となっていった。

これに対してジョン王は、アイルランド支配を再強化するために、大規模な軍隊を引き連れて、1210年に第2回目のアイルランド上陸を行った<sup>50)</sup>。この再上陸の第1の目的は、ジョン王の政策に反対しているアルスター (Ulster) の大領主ドゥ・カーシ (de Courci, John, lord of Ulster, d. c. 1219) と、ミース (Meath) のドゥ・レーシ (de Lacy, Hugh, the elder, lord of Meath, d. 1186) との勢力を打ち崩すこと<sup>51)</sup>と、第2の目的として、昔侵略者でもあった移民者たちの、法律を無視する大規模なアングロ・アイリッシュ化を阻止することであった。そこでこれらのことをヨリ実現化させるためにジョン王は、ダブリンの中央政府を武力で強化しなければならなかったのである。中央政府の強化として彼は、イングランドと同じように、出納府 (Exchequer)、大蔵卿 (Treasurer)、大法官 (Chancellor) の基礎づくりを行い、多くのバロン (Baron) を議会内に雇い入れ、彼らに王室の財政収入を計算させた<sup>52)</sup>。

---

49) cf. Simms, K., *op. cit.*, p. 73.

50) 700隻もの船舶で運ばれた大規模な軍隊は、ウォーターフォード近くのクローク (Crook) に上陸した。D'Alton, E. A., *Half-Volume 2, op. cit.*, p. 286.

51) cf. Simms, K., *op. cit.*, p. 66.

52) *Ibid.*, p. 68.

また彼は、アイルランド支配にとってより重要なシェリフ (Sheriff), 州 (Shire), 州裁判所 (Country Court), 巡回裁判 (Itinerant Justice) の組織づくりをも行った<sup>53)</sup>。

その後、王位を受け継いだヘンリー3世 (Henry III, 1216-1272) は、ダブリンの中央政府をより強化するために、1268年に権力の中心地としてダブリン城を完成させた<sup>54)</sup>。このダブリン城の完成により彼は、アイルランド支配の拠点をここに置き、半強制的にアイルランド人を湿地、荒地、山岳地へと追い遣っていった。いいかえると彼は、自己の王権をより強めるために、アイルランドにおいてイングランド法を全面的に打ち出してきたのである。その反面、アイルランド原住民は、依然としてこのイングランド法からなんら恩恵を被ることなく、イングランドの支配下のもとに生活していかなければならなくなっていたのである<sup>55)</sup>。

中央政府の組織づくりが調ったところで、即ヘンリー3世は、アイルランドを官僚的な封建国家に移行させようとした。その手始めとして彼は、レンスターでのもともとリチャード・フィッツギルバートの領地であったところを、法的に‘イングランドの土地 (English Land)’ というように置き換えていった。さらに彼は、この土地を将来アイルランド原住民が取り戻せないように、5つの地域に分割させた<sup>56)</sup>。まさに彼のこのような行為は、全アイルランドの土地を法的に支配し、そこに官僚的な国家を建設させようとしていたことが窺える。

アイルランド支配に対するヘンリー3世の考え方は、エドワード1世 (Edward I, Longshanks, 1272-1307) にも受け継がれ、アイルランド人、すなわちアイルランド原住民とアングロ・アイリッシュ人とを、ますます窮地へと追い遣っていった。当時エドワード1世は、対スコットランド戦で、

53) *Ibid.*, p. 68.

54) McGuire, D., *History of Ireland*, Repr. of 1987 ed., Brompton Books Corp., 1990, p. 31.

55) D'Alton, E. A., Half-Volume 2, *op. cit.*, p. 343.

56) *cf.* Curtis, E., *op. cit.*, p. 83.

どうしてもアイルランドを軍事的補給地として支配しなければならなくなっていた。そこで彼は、イングランド人にとっては多大な利益が受けられるような<sup>57)</sup>、またそれとは反対にアイルランド人にとっては不利益になるようなイングランド法をより強化させた<sup>58)</sup>。具体的には彼は、アイルランド内の不統一な土地を‘イングランドの土地’として、法的に州分割に整理させ、その土地を有能なダブリン政府やイングランドに依存させるようにし、さらにその土地を州長官であるシェリフによって統治させるようにした<sup>59)</sup>。要するに彼は、1297年のアイルランド議会に対して、アイルランド内の不統一な土地をイングランド植民地にすることを、命じたのである<sup>60)</sup>。

アイルランド支配をより確固なものとして推し進めるために、アイルランド内での封建政治を確立させようとした政策は、エドワード1世の4男、エドワード2世 (Edward II, 1307-1327) 治世の時点で頂点に達した。というのは、下記の流血抗争でエドワード2世が、より強力な武力をもって彼らを鎮圧、そして支配下に置いたからである。すなわち当時のアイルランドでは、アングロ・ノルマンの移民者たちがしだいにゲールの伝統的な法律や慣習を無視したり、またアングロ・ノルマンの征服者たちがアイルランド原住民の土地を収奪、そして彼らを隷農として封建的土地所有制度の中に組み入れたりしたために、移民者あるいは征服者 vs. 原住民の流血抗争が激化していた。

アイルランド原住民にとってこの流血の抗争は、民族をかけた抗争であり、非常に重要であった。もしこの抗争にアイルランド原住民が負けたならば、彼らの伝統的な法や慣習が抹殺され、当然彼ら自身、イングランドの封建的土地所有制度の中に完全に組み込まれてしまう。また、アイルランドの民族

---

57) cf. Cusack, C. F., *The Illustrated History of Ireland, from Early Times, 400AD-1800AD*, Repr. of 1868 ed., The Mansfield Publishing Co., 1986, p. 329.

58) cf. *Ibid.*, p. 331.

59) cf. Curtis, E., *op. cit.*, p. 88.

60) cf. *Ibid.*, p. 91.

性に同化していった移民者あるいは征服者が、この抗争に勝ったとしても、彼らは、法的にダブリン政府の中枢機関から遠ざけられていたので、アイルランド原住民の地位保全など考える余地がなかった。そこでアイルランド原住民にとって、この抗争は血を流してまでも勝たなければならなかった。

だが結果は、アイルランド原住民およびアングロ・アイリッシュ人とも、エドワード2世体制の封建的土地所有制度の中に、徐々にかつ確実に組み込まれていった。

このような状態が続く限り、アイルランド原住民の自由および独立は全く認められない。そこでアイルランド原住民は、流血の抗争を根強く続けながら、ついに1361年にアード・リーとして、エドワード・ブルース (Edward Bruce, King of Ireland, d. 1318) を打ち立てた<sup>61)</sup>。

エドワード・ブルースは、ロバート・ブルース (Robert Bruce), すなわち後のスコットランド王ロバート1世 (Robert I, de Bruce, 1306-1329) の弟であり<sup>62)</sup>, 1314年にそのロバート1世がスコットランドでのイングランド侵略軍を打ち破り<sup>63)</sup>, その余勢を駆って1315年に、アイルランドでのイングランド侵略軍をバノックバーン (Bannockburn) で打ち破るためにアイルランドにやって来た<sup>64)</sup>。6,000人ももの鎖状の鎧を着た軍人および厳しい訓練を受けた戦歴軍人とを引き連れた彼は<sup>65)</sup>, 全ケルト (Celt, Kelt) 人 (アイルランド原住民, アングロ・アイリッシュ人, スコットランドの移民者, ウェールズの征服者) たちによって歓迎され, そしてイングランド人をアイルランド国外に追い出すことに, 全ケルト人と一致団結した。その結果, アイルランド原住民およびアングロ・アイリッシュ人を含む全ケルト vs. イング

---

61) D'Alton, E. A., Half-Volume 2, *op. cit.*, p. 346.

62) Simms, K., *op. cit.*, p. 83.

63) Oman, Sir C., *A History of the Art of War in the Middle Ages*, Vol. 2, 1278-1485AD, Greenhill Books, London, 1991, p. 98.

64) Simms, K., *op. cit.*, p. 83.

65) McKisack, M., *The Fourteenth Century 1307 - 1399*, in Sir George Clark, ed., *The Oxford History of England*, Vol. 5, Repr. of 1959, ed., Oxford University Press, 1992, p. 43.

ランド人という新たな抗争が始まった。エドワード・ブルースのもとに集まった全ケルトの一致団結は、アイルランドからイングランド人を追い出す1歩手前まで固まっていた。

ここで1つ注意しておかなければならないことがある。それは、アイルランド原住民の自由と独立とを勝ち取るために、アイルランド人、スコットランド人、ウェールズ人が一致団結し、イングランド体制と戦ったということである。この一致団結は、彼らの最大共通項であるケルト人ということで、かなりスムーズに行われたように思われる。というのは、彼ら、すなわち全ケルト人たちは、以前からノルマン民族のイングランド人による侵略、征服、支配にかなり苦しめられていたからである。

この全ケルト人の集結、一致団結は、アイルランド内のイングランド人および軍人を脅かしていた。このことは、たとえイングランド王の封建政治が完全に施行されているのが全アイルランドの $\frac{3}{4}$ であっても<sup>66)</sup>、いいかえるとエドワード2世の支配勢力が全アイルランドの $\frac{3}{4}$ を占めていたとしても、実際、イングランド体制の推進者およびそこでの支配者がごく少数のイングランド人であり、それ以外の大多数がケルト人によって構成されていたことからわかる。そこで、たとえアイルランド内のイングランドの土地であっても、アイルランド内のケルト人が集結し、一致団結したならば、全ケルト人 vs. イングランド人の抗争は、当然全ケルト人の勝利となることであろう。

このケルト人の勝利を積極的に導こうとしたのは、アイルランドの族長であるドゥーネル・オニール (Donal O'Neill : Domhnall Ó Néill, king of Tír eoghain, d. 1325) である<sup>67)</sup>。彼は、アイルランドでのイングランド体制に反感を持っている諸族長をまとめあげ<sup>68)</sup>、エドワード・ブルースの傘下に入ることを決定した<sup>69)</sup>。そしてこの決定をもとにして彼は、エドワード・ブ

---

66) *Ibid.*, p. 41.

67) Cusack, C. F., *op. cit.*, p. 341.

68) *Ibid.*, p. 341.

69) D'Alton, E. A., Half-Volume 2, *op. cit.*, 346.

ルースにイングランド軍と戦ってもらうために<sup>70)</sup>、1315年に彼をアイルランドに招き入れた<sup>71)</sup>。最終的にドゥーネル・オニールは、エドワード・ブルースをアイルランドの王に即かせようとした。このことを現実的なものにさせるために彼は、まず手始めにローマ教皇ジョン22世 (Pope John XXII, 1316-1334) に対して、1317年にアイルランドの支配権と改宗権とを有するラウダァービリター教書のエドワード・ブルースへの委譲を懇請する手紙を書いた<sup>72)</sup>。

ドゥーネル・オニールのこのような企ては、まさにイングランド王エドワード2世に対する背反行為である。

もし、アイルランドの支配権および改宗権を有するラウダァービリター教書がエドワード2世からエドワード・ブルースへ委譲されたならば、当然アイルランドは、イングランドの支配から解き放され自由になる。このことは、ドゥーネル・オニールを含めた全ケルト人の願いであるが、イングランドにとって、軍事力および経済力の低下に繋がるのでとうてい受け入れられないことであり、またローマ教皇ジョン22世にとっても、エドワード2世を支持している傍、とうてい受け入れられないことである。このことは、ローマ教皇ジョン22世がドゥーネル・オニールの懇請を拒否し、そして彼の支持者たちを破門したことからわかる<sup>73)</sup>。それでもあえてドゥーネル・オニールが懇請の手紙を書いたということは、ノルマンの規則があまりにも目に余る乱用ぶりであったことがわかる<sup>74)</sup>。

このノルマン規則があまりにも乱用ぶりであったがゆえに、このことを抑え切れなかったダブリン政府は、これを機に徐々に、完全な統制が崩れ始めていった<sup>75)</sup>。

---

70) O'Donovan, John, ed., *op. cit.*, p. 505.

71) D'Alton, E. A., Half-Volume 2, *op. cit.*, 346.

72) McGuire, D., *op. cit.*, p. 33.

73) McKisack, M., *op. cit.*, p. 45.

74) *Ibid.*, p. 33.

75) cf. Tout, T. F., *The History of England: from the Accession of*  
(次頁脚注へ続く)

1315年のエドワード・ブルースのアイルランド上陸以来、窮地に追い遣られたイングランド人および軍人に対して、エドワード2世は、1316年にロジャー・モーティマー（Roger Mortimer, earl of March, d. 1330）をアイルランドの総督として任命し、そして彼にアングロ・アイリッシュ抵抗軍を組織させた<sup>76)</sup>。いいかえるとエドワード2世は、ロジャー・モーティマーにアイルランドの全ケルト人に対抗するために、戦闘要員としてのイングランド王に臣従と忠誠とを誓ったアングロ・アイリッシュ人を組織させたのである。

ではなぜ、ロジャー・モーティマーは、反ケルト的な戦闘要員としてのアングロ・アイリッシュ人を組織させることができたのであろうか。それは、エドワード2世の対アイルランド政策の中にある。

アングロ・アイリッシュ人といえば、アイルランドの民族性に同化していったアイルランド生まれのイングランド人およびアングロ・ノルマン人である。当時彼らは、イングランド生まれの純粋なイングランド人と区別され、アイルランド原住民と同様に、軽視・冷遇されていた<sup>77)</sup>。イングランド政府によるこのような取り扱い方が最悪に達したとき、これと正反対に、アングロ・アイリッシュ人の忍耐は、極限に来ていた。この極限状態を打開させるために、エドワード・ブルースのもと集まったアングロ・アイリッシュ人は、全ケルトといっしょになり、1315年イングランドに戦いを挑んでいった。このことだけだったら、すぐにアイルランドからイングランド軍を追い

---

Henry III. to the Death of Edward III. 1216–1377, in William Hunt and Reginald L. Poole, eds., *The Political History of England*, Vol. 3, Repr. of 1905, ed., Ams Press, Kraus Reprint C., 1969, p. 269.

76) Simms, K., *op. cit.*, p. 84.

77) 当時のアイルランドは、異なる3つのグループの人たちから成り立っていた。すなわちペイル内のイングランド人、アングロ・アイリッシュ人、アイルランド原住民である。この3つのグループのうちアングロ・アイリッシュ人のグループの人たちは、巨大な勢力を持ち、ペイル内外においてかなりの影響力を持っていた。cf. Black, J. B., *The Reign of Elizabeth 1558–1603*, in Sir George Clark, ed., *The Oxford History of England*, Vol. 8, Repr. of 1959, ed., Second Edition, Oxford University Press, 1976, pp. 463–464.

出せるように思う。

だが実際は、ヘンリー2世の命を受けた智将ロジャー・モーティマーの対アイルランド政策により、反ケルト的なアングロ・アイリッシュ人が存在するようになり、イングランド軍が息を吹き返したのである。ここでアングロ・アイリッシュ人について、少し整理しなければならない。それは、アングロ・アイリッシュ人といっても3つの部類のアングロ・アイリッシュ人が存在するからである。

第1は、アイルランドで生まれ、完全にアイルランドの民族性に同化しているアングロ・アイリッシュ人。

第2は、アイルランドで生まれたが、完全にアイルランドの民族性に同化していないアングロ・アイリッシュ人。

第3は、イングランドからなんらかの特典を得て、イングランド王に臣従と忠誠とを誓っているアングロ・アイリッシュ人。

この第2のアングロ・アイリッシュ人が、ロジャー・モーティマーの政策によりイングランド軍についた。

そこでエドワード2世の対アイルランド政策、いいかえるとより多くの反ケルト的アングロ・アイリッシュ人を組織することができたロジャー・モーティマーの政策とは、有力なアングロ・アイリッシュ族長に多くの特典を与えることであった<sup>78)</sup>。

このエドワード2世の政策は、ドゥーネル・オニールの信用および権力の低下、さらに全ケルト人の統一失敗ということの意味している。このことは、実際1318年10月14日に、エドワード・ブルースがアングロ・アイリッシュ軍によって殺されてしまい<sup>79)</sup>、全ケルトが完全に統一されなかったことから判断できる。もしエドワード・ブルースが、ロジャー・モーティマーが1316年にアイルランドの総督としてエドワード2世から任命される前に、早急にノルマン系大領主を含む全ケルト人の同盟をより堅牢なものにしていた

78) Simms, K., *op. cit.*, p. 84.

79) Mckisack, M., *op. cit.*, p. 44.



ならば、彼は殺されなくても済んだであろう。

アイルランドにおいては、しだいにイングランド政府の意図するものから外れてきたイングランド系大領主、およびよりアイルランド的になってきたアングロ・アイリッシュ人の勢力が拡大し始めた。この勢力を抑えるために、いいかえるとダブリン政府主導型の政策を強化させるために、エドワード3世(Edward III, 1327-1377)は、1361年に自分の2男ライオネル(Lionel of Antwerp, duke of clarence, d. 1368)とイングランド生まれの高級官僚とをアイルランドに派遣した<sup>80)</sup>。だが結果は、ダブリン政府の力よりもイングランド系大領主の勢力の方が強く、エドワード3世のもくろみは失敗に終わった。反対に、エドワード3世は、1366年にイングランド系封建貴族の既得権擁護を原案としたキルケニー法(Statutes of Kilkenny)を可決させられてしまった。

1366年に可決されたこのキルケニー法は、「アイルランドにおけるアングロ・ノルマン人のアイルランド原住民との同化を禁じた」<sup>81)</sup>法律であった。具体的には、主に以下の6つである<sup>82)</sup>。

(1)結婚、里親、名付け親によってアイルランド人と関係を持った者は、大反逆罪として罰せられる。

(2)アイルランド風の名前に改めたり、あるいはアイルランドの言語、服装、習慣を用いたイングランド系の者は、土地のすべてを没収される。

(3)ブレホン法を適用したり服従したりすることは、反逆罪である。

(4)イングランド人は、政府の許可なしにアイルランド原住民と交戦すべきではない。

(5)イングランド人は、自分たちの土地を牧草地にしたり、あるいは家畜を放牧しているアイルランド人を許すべきではない。また、彼らに慈善事業や修道院設立を認めてはいけなし、彼らの吟遊詩人や作曲家を招待しても

---

80) Ormrod, W. M., *The Reign of Edward III, Crown and Political Society in England 1327-1377*, Yale University Press, 1990, p. 29.

81) Tout, T. F., *op. cit.*, p. 429.

82) Cusack, C. F., *op. cit.*, pp. 359-360.

いけない。

(6)また、イングランド国民の意に反して、自分たちに税金を課したり、あるいはアイルランド人に食料を調達することを禁ずる。違反すれば、重罪に処する。

ライオネルのもとで可決されたこの1366年のキルケニー法は、法的にイングランド人およびアングロ・ノルマン人がアングロ・アイリッシュ人になることを禁じた法律であり、しかもアイルランド人を非支配者としてより明確に位置づけた法律でもあった。このことをいいかえると、この法律は、アイルランド人を差別したイングランド的な隔離政策そのものであったといえるし、また彼らの反イングランド感情をより逆なでしたために、彼らの結束をより強くさせていったともいえるであろう<sup>83)</sup>。

このアイルランド人の反イングランド感情をさらに高めたのは、リチャード2世 (Richard II, 1377-1399) の航海条例である。彼は即位後の5年目、すなわち1381年に「王の下臣だれ1人ともイングランド船舶を除いて、イングランド王国内から持ち出したり、あるいは持ち込んだりする商品を船積みしてはいけない<sup>84)</sup>」ということを規定した航海条例を施行した。ただしこのイングランド船舶というのは、イングランド王に臣従と忠誠とを誓ったアイルランド船舶を含んでいるのであり<sup>85)</sup>、それ以外の大多数のアイルランド船舶は、これに含まれないのである。

この反イングランド感情は、当然イングランドの土地であるペイル攻撃へと変わっていった。この攻撃は、ライオネルがイングランドに帰国した後、ますます激化し、ついにペイル内のイングランド軍を壊滅させる1歩手前まで追い詰めた。

---

83) cf. Curtis, E., *op. cit.*, p. 131.

84) Harper, L., *The English Navigation Laws, A Seventeenth-Century Experiment in Social Engineering*, Repr. of 1939, ed., Octagon Books, Inc., New York, 1964, p. 19.

85) Murray A. E., *A History of the Commercial and Financial Relations between England and Ireland from the Period of the Restoration*, Repr. of 1903, ed., Books for Libraries Press, Freeport, New York, 1970, p. 6.

1367年のキルケニー法が完全に失敗に終わったことを知った<sup>86)</sup>イングランド政府は、1394年と1399年とにアイルランド征服を強行した<sup>87)</sup>。この2つの征服は、リチャード2世自らがアイルランドに乗り込んだものであるが、彼の期待と反して、今までどおりイングランドにとってあまり成果が上げられなかった<sup>88)</sup>。すなわちリチャード2世の治世は、国内において社会的にも経済的にもかなり不安定な時期であって<sup>89)</sup>、十分な軍資金でもってアイルランド征服を敢行できなかったのである。

このような状態が続く間、すなわちペイル内の都市がアイルランド軍の攻撃にさらされている間は、ペイル内の貿易は廃れ、ひいてはその都市そのものが崩壊してしまうということを意味している。また、この貿易都市が崩壊してしまうということは、イングランド政府にとっての関税収入が断たれるということを意味し、さらにイングランド軍をペイルに送り込めないということをも意味している。

イングランド政府の期待を打ち砕いた最大の原因は、8代目キルディア伯ガレット・モル (FitzGerald, GeraldMór, 8th earl of Kildare, 1478-1513) の存在である。というのは、当時ガレット・モルは、反イングランド系の封建貴族であり、アイルランドにおいて最大の勢力を誇っていたからである。そこでどうしてもアイルランドを平穏に保ち、安定した関税収入を獲得しなければならないエドワード4世 (Edward IV, 1461-1470, 1471-1483) は、仕方なくガレット・モルを、一時的にアイルランド新総督に任命した。

この仕方なくということは、アイルランド内のイングランド的秩序がかなり乱れていたということが窺え、またこのことをダブリン政府がよう抑え切

---

86) Oman C., *The History of England, from the Accession of Richard II. to the Death of Richard III. 1377-1485*, in William Hunt and Reginald L. Poole, eds., *The Political History of England*, Vol. 4, Repr. of 1906, ed., Ams Press, Kraus Reprint C., 1969, p. 126.

87) Simms, K., *op. cit.*, p. 88.

88) Oman C., *The Political History of England*, Vol. 4, *op. cit.*, p. 145.

89) Beer, G. L., *The Commercial Policy of England to ward the American Colonies*, Repr. of 1893, ed., New York: Peter Smith, 1948, p. 10.

れなかったということは、イングランド政府にもかなり問題があったということが窺える。当時イングランド政府は、百年戦争（1337-1453）、そしてそれに続くバラ戦争（1455-1485）によって手がいっぱいであり、ダブリン政府を十分に指導・強化させることができていなかった。そこでイングランド政府は、イングランド国内の問題を解決することに専念しなければならなく<sup>90)</sup>、アイルランド問題まで手が回らなかったのである。いいかえるとイングランド政府は、政府の意には添わないが、アイルランドにおいて圧倒的な支持を得ている封建的大領主のガレット・モルにアイルランドを任せた方が、将来的ではないにしても、一時的に現実の問題を解決するうえで得策と判断し、彼を新総督に選んだのである。

だが、イングランド政府の真意は、ダブリン政府の総督や高級官吏を、イングランド生まれの純粋なイングランド人にするのであった。このことを知っていたガレット・モルは、自分がイングランド系といってもイングランド生まれの純粋なイングランド人でなかったから、当然このアイルランドをいずれは、イングランド政府から介入されない自分の掌中に置きたいと考えていた。

このガレット・モルの考えを察知したイングランド政府は、アイルランドがイングランドの手から離れるのを危惧し、1485年にバラ戦争が終わり治安が回復したところで、彼を解任し、今度は政府の意に添うポイニングズ（Sir Edward Poyning, 1459-1521）を新総督として、1494年10月13日にアイルランドに派遣した<sup>91)</sup>。ポイニングズは、即1366年のキルケニー法の意図とはあまりかけ離れていないポイニングズ法（Poyning's Law）を、この年の1494年に施行した<sup>92)</sup>。

もともとこのポイニングズ法とは、新総督ポイニングズが1494年11月ドロ

---

90) エドワード4世が国内問題をヨリ複雑にしたものとして、アイルランドとウェールズからの輸入を許可した制定法がある。この制定法は、イングランドの国内生産者を圧迫するとして、猛反発を受けた。cf. Murray, A. E., *op. cit.*, p. 7.

91) Curtis, E., *op. cit.*, p. 150.

92) cf. McGuire, D., *op. cit.*, p. 36.

ーイダ (Drogheda) で議会を開催し、その議会で議決された法案に、その後新総督の名を取りつけた法律である<sup>93)</sup>。そのポイングズ法の内容は、「いかなる議会も、もしイングランド国王の代理および補佐機関がまずはじめに、アイルランド国印のもと、なぜ議会が召集されなければならないのか、またどんな条例が可決されなければならないのかを、イングランド王に通知しなかったならば、アイルランドにおいて法的に開催されない<sup>94)</sup>」ということの規定している。このポイングズ法により、イングランド王の軍隊のみが正規軍となり、また総督以外に砲兵を保有することが禁じられた<sup>95)</sup>。さらにアイルランド議会の「立法の独立」<sup>96)</sup>を議決していた1460年の法律が破棄された<sup>97)</sup>。

イングランド人のためのキルケニー法およびポイングズ法により、アイルランド人、すなわちアイルランド原住民とアングロ・アイリッシュ人とは、ますます窮地に立たされた。この窮地の状態がひどくなればなるほど、当然反イングランド感情は、ますます強くなり、アイルランド内での小ぜりあいがいよいよ激化していった。この小ぜりあいを危惧したイングランド王ヘンリー7世 (Henry VII, 1485-1509) は、イングランド船舶とアイルランド船舶とを区別するような航海条例を発令しなかった<sup>98)</sup>。いいかえるとヘンリー7世は、貿易と商業とにおいてアイルランド原住民とアングロ・アイリッシュ人とを刺激したくなかったのである。だが、この当時からのテューダ王家の目的が、アイルランドを統治し<sup>99)</sup>、アイルランドにイングランドの農村の封建制を導入することだったことを忘れてはいけない<sup>100)</sup>。

このような小ぜりあいの激化に耐え切れずイングランド政府は、アング

---

93) cf. Cusack, C. F., *op. cit.*, p. 382.

94) McGuire, D., *op. cit.*, p. 37.

95) Curtis, E., *op. cit.*, p. 151.

96) *Ibid.*, p. 139.

97) *Ibid.*, p. 151.

98) Murray, A. E., *op. cit.*, p. 7.

99) Boyce, D. G., *op. cit.*, p. 47.

100) Froude, J. A., Vol. 8, *op. cit.*, pp. 375-376.

ロ・アイリッシュ人に多大な人気を博しているキルディア伯のガレット・モルを、1496年に再びアイルランド総督に復帰させなければならなくなっていた。このガレット・モルは、当然イングランド政府の意に添う者ではなく、それでもあえてアイルランド総督に復帰させなければならなかったということは、アイルランド内のイングランド正規軍だけでは、もうどう仕様もなくアイルランドの民族的反イングランド感情を抑え切れなくなっていたということがわかる。

ガレット・モルは、1496年に再び総督として復帰してから、ますます実権を握るようになり、イングランド政府では抑え切れないほどの権勢を振るようになっていった。この権勢は、彼が死する1513年まで続いた。このようなことを教訓にして、イングランド政府は、アイルランド支配を本腰を入れて考えるようになった。

その1例として、イングランド王ヘンリー8世（Henry VIII, 1509-1547）は、新総督グレー（Leonard Grey, viscount of Grane, d. 1541）に、アイルランド教会の至上権（Supreme head of the Irish church）を決議させ、アイルランドにイングランド国教を強制させた<sup>101)</sup>。そしてさらに彼は、1541年に自らがアイルランド王を名乗ることを決議させた<sup>102)</sup>。

この決議において1つ注意しなければならないことがある。それは、イングランド王であるヘンリー8世がアイルランド王を兼務、いいかえるとアイルランド史において初めてイングランド王がアイルランド王になったということである。では、このことは何を意味しているかということ、それは、アイルランドが法的に完全にイングランド王ヘンリー8世の支配下に置かれたということの意味している。ただし、これはあくまでも法的なことであって現実的なことではない。

この時点までのアイルランド史において、ヘンリー2世がアイルランドを

---

101) cf. Mackie, J. D., *The Earlier Tudor 1485-1558*, in Sir George Clark, ed., *The Oxford History of England*, Vol. 7, Repr. of 1952, ed., Oxford University Press, 1991, p. 365.

102) *Ibid.*, p. 366.

支配したとき、彼はアイルランド王と名乗らず、アイルランド卿と名乗った。この1541年になって初めて、ヘンリー8世がアイルランド王を名乗ったのである。この変化の点において、ヘンリー8世がアイルランドを、イングランドとフランスにまたがる‘土地’としてではなくて、海外における軍事・宗教の強化のできる‘国’として確立させたかったということが窺える。

ヘンリー8世の後を受け継いだメアリー・テューダー（Mary Tudor : Mary I : Bloody Mary, 1553-1558）は、アイルランドの植民地化を施行した。さらにエリザベス1世（Elizabeth I, 1558-1603）は、法的にかつより現実的に少しでもアイルランド王になるために、アイルランドに対して徹底的に攻撃を加え、イングランド国教を押し付け、植民地化を推し進めていった。

具体的にはエリザベス1世は、国教の名のもとに、いいかえるとカトリック弾圧のために、徹底的にアルスターの君主ジョン・オニール（Shane O'Neill, earl of Tyrone, c. 1530-1567）を攻撃した。要するに彼女は、アルスター地方をイングランドの王領地にするために、イングランドのプロテスタント教徒を積極的に移住させ、土地収奪を行ったのである。また彼女は、より植民地化させるために、アイルランドの工業、商業、貿易を制限させていった。たとえば、羊や毛織物の国外輸出禁止を行ったのである<sup>103)</sup>。

このアルスター地方は、古くから伝統的なケルト社会を受け継いでいる中心的な地域であり、このアルスター地方を完全に掌握したならば、アイルランド全土を掌握できると、エリザベス1世は考えていた。そこで彼女は、この地方を力づくで支配下に置こうとしたのである。だが、それにはあまりにも時間と費用とがかかり過ぎるので、今度は彼女は、1562年にジョン・オニールにティロン伯（Earl of Tyrone）という称号を与えることによって、彼すなわちアルスター地方を支配下に置こうとした<sup>104)</sup>。

だがジョン・オニールは、この称号の獲得によって、また教皇ピウス4世

---

103) cf. Murray, A. E., *op. cit.*, p. 7.

104) cf. Black, J. B., *op. cit.*, p. 464.

(Pope Pius IV, 1559–1565) の宗教的支援によってアルスター地方の軍事力を増強させ、反イングランド化を鮮明にした。

エリザベス1世は、宗教的にローマ教皇から破門されていることや、またアイルランドでの反イングランド化が進んでいることを鑑み、強い意志でもって1566年にアルスター地方の征討を決定した<sup>105)</sup>。

アルスター地方でのアイルランド原住民およびアングロ・アイリッシュ人にとって、このようなイングランド絶対王制の支配は、とても我慢できないことである。またこの支配は、子供の頃ダブリン城に監禁され、著しく反イングランドであったヒュー・ロウ・オドンネル (Hugh Roe O'Donnell, 1571–1602)<sup>106)</sup> が1594年に、またもともと親イングランドであったが、オドンネルの脱獄を手助けしたヒュー・オニール (Hugh O'Neill, earl of Tyrone, c. 1540–1616)<sup>107)</sup> が1595年に反イングランドを明確に打ち出すという原因をつくり、結果的にはティロンの反乱 (Tyrone's Rebellion) へと導いた<sup>108)</sup>。

この1595年のティロンの反乱、すなわちアルスターの反乱は、その後の1601年のキンセール戦の戦い (Battle of Kinsale) まで続けられ<sup>109)</sup>、軍事的に優位なイングランド軍にかなりのところまで食いついたが、アイルランド軍の敗北に終わってしまった<sup>110)</sup>。このアイルランド軍の敗北ということは、今後ますますアイルランドにおいて、イングランドの絶対王制支配が強化されるということの意味している<sup>111)</sup>。すなわち、イングランド王位を受け継いだ

---

105) cf. *Ibid.*, p. 470.

106) D'Alton, E. A., Half-Volume 3, *op. cit.*, p. 116.

107) *Ibid.*, p. 121.

108) *Ibid.*, p. 130.

109) *Ibid.*, p. 175.

110) Canny, N., *Early Modern Ireland, c. 1500–1700*, in R. F. Foster, ed., *The Oxford Illustrated History of Ireland*, Oxford University Press, 1989, p. 130.

111) この強化は、イングランド国民にとっても歓迎されていた。というのは、16世紀末イングランド王と同様、イングランドの政治家、商人も北アイルランドの真の植民地の実現性に心を奪われていたからである。cf. Rich, E. E., *Colonial Settlement and its Labour Problems*, in E. E. Rich and C. H. Wilson, (次頁脚注へ続く)



ジェームズ1世（＝スコットランド王ジェームズ6世，James I，1603－1625）は，アルスター地方にプロテスタント教徒を多数入植させることによって，その支配をヨリ容易に行った。

このことが現在のアイルランドにおける南北問題の発端になったのである。

このイングランド絶対王制支配について，1つ注意しなければならないことがある。それは，ジェームズ1世がアイルランド人に，外国との貿易を自由に許可していたことである<sup>112)</sup>。ここでいうアイルランド人というのは，アイルランド原住民とアングロ・アイリッシュ人とを指し，ペイル内のイングランド人を指していないので，この許可は当然，彼らにとって歓迎される制定法である。この制定法は，ジェームズ1世にとって非常に大きな賭であったように思われる。というのは，この制定法によって，すなわち自由な外国貿易によって彼らが十分な財力を蓄えたならば，イングランドの絶対王制支配というもくろみが崩れるからである。それでもあえて彼がこの許可を行ったということは，その当時のアイルランド支配が順調に行われていたということの意味している。

#### IV. 航海条例とアイルランド

1169年のイングランド王ヘンリー2世の侵略以来，アイルランドは著しく苦難の道をたどった。アイルランド内のイングランド人といえば，イングランド生まれの純粋なイングランド人だけを指し，アイルランドで生まれたイングランド人のアングロ・アイリッシュ人は，含まれていない。このアングロ・アイリッシュ人は，アイルランドの民族化に同化しているのでアイルランド原住民と同じ取り扱われ方をした。

アイルランド内では，アイルランド原住民およびアングロ・アイリッシュ

---

eds., *The Cambridge Economic History of Europe*, Vol. 4, Repr. of 1967, ed., Cambridge University Press, 1980, pp. 327-328.

112) Murray, A. E., *op. cit.*, p. 7.

人が大多数を占めている。その彼らに向かって、ペイル内のわずかなイングランド人が自分たち自身の一方的な法律を押し付けたから<sup>113)</sup>、たびたび反乱が生じた。たとえイングランド王ヘンリー8世がアイルランド王を兼務したとしても、一方的にイングランド人だけの権利を保障し、アイルランド人の権利を無視したから、当然のごとく反乱が生じた。

イングランドによるアイルランド支配は、アイルランド内の土地収奪および改宗だけではなくて、工業、商業、貿易にも現れていた。特に貿易においては、クロムウェル (Oliver Cromwell, 1599-1658) が、1650年にコモンウェルス (the Commonwealth) を施行してから著しかった<sup>114)</sup>。このコモンウェルス政府は、自国植民地からの多大な利益を念頭に置き、イングランド船舶の刺激とオランダのキャリング・トレード (Dutch carrying trade) の打撃のために<sup>115)</sup>、航海条例を企図した。この航海条例は、純粋なイングランド人のための法律であり、反イングランド的なスコットランド人、アイルランド原住民およびアングロ・アイリッシュ人にとって、かなり厳しい法律であった。

では、コモンウェルス政府が施行した1651年の最初の航海条例を見てみる。ただし、この1651年の最初の航海条例の全条文をあげるのは不可能なの

---

113) 一方的な法律として、アイルランドの言語および生活慣習を、本格的にかつ厳格にイングランドのものに変更させようとしたのは、メアリー・テューダーである。すなわち彼女は、敬虔なカトリック教徒であり、ケルト的慣習を一扫しようとしたのである。時にアルスター地方は、昔からのケルト社会体制の中心地だったので、そこに彼女は多数のイングランド人を入植させた。またエリザベス1世は、プロテスタント教徒であり、そのプロテスタントをアイルランドに強制した。このようなことから考えても、常にアイルランドは受け身の立場であり、イングランドから支配されていた。

114) たとえば土地収奪と改宗とにおいて実例をあげてみると、イングランド政府の土地収奪に反対したアイルランド原住民とアングロ・アイリッシュ人、さらにまた信仰の自由を求めてやって来たアイルランド移民者たちが起こした1641年の反乱を、11年後の1652年にクロムウェルが武力でもって鎮圧し、そして彼らを支配していた。cf. Curtis, E., *op. cit.*, p. 251.

115) Rose, J. H., *National Security and Expansion, 1580-1660*, in J. H. Rose, A. P. Newton and E. A. Benians, eds., *The Cambridge History of the British Empire*, Vol. 1, 1929, Cambridge University Press, p. 134.

で、ビアー（George Louis Beer）氏の研究によるもののうち4つだけにしぼって、その4つの主内容をあげる<sup>116)</sup>。

(1)アジア、アフリカ、アメリカで生産あるいは製造された商品のどれについても、イングランド所有船とイングランド人操作船とを除いて、イングランド、アイルランドあるいは植民地への輸入を禁ずる。

(2)ヨーロッパの商品のどんなものも、イングランド船舶あるいは生産地所有船、もしくは商品が通常輸送のために船積みされるその港の所有船を除いて、イングランド、アイルランドあるいは植民地への輸入を禁ずる。

(3)外国の商品のどんなものも、生産地あるいは通常最初の船積み港からの船積みを除いて、イングランド船舶への輸入を禁ずる。

(4)塩づけ魚、魚油あるいは鯨ひげのどんなものも、もしそれがイングランド船舶で獲得したものでなければ、輸入を禁ずる。また魚のどんなものも、イングランド船舶を除いて、イングランドあるいはイングランド自治領からの輸出を禁ずる。

この1651年の最初の航海条例の条文によると、イングランド＝アイルランドという等式が成立する。要するにアイルランドは、自由に商品を海外やイングランド帝国のすべての場所に運搬でき<sup>117)</sup>、イングランドと同等の利益が獲得できる。

確かにこの条例では、アイルランドは冷遇を受けていないし、不利な立場にも立たされていないように思われる。

だが、ここでいうアイルランドとは、イングランドに支配されているアイルランドのことをいう。そこでここでいうアイルランド人とは、以前にイングランド王に臣従と忠誠を誓った少数のアイルランド原住民およびアング

---

116) Beer, G. L., *The Origins of the British Colonial System 1578-1660*, Repr. of 1908, ed., Gloucester, Mass., Peter Smith, 1959, p. 385. ・なおビアー氏の研究によるこれらの主内容は、すでに川瀬進「航海条例とスコットランド」、『徳山大学論叢（徳山大学創立20周年記念論文集）』（徳山大学経済学会），第36号1991年12月30日，68～69ページに掲載してある。だが本稿においても絶対に必要であるから、あえて多少加筆して掲載した。

117) Curtis, E., *op. cit.*, p. 261.

ロ・アイリッシュ人だけをいうのであって、それ以外の多数の反イングランド人は、この最初の航海条例から全く恩恵を受けていない。むしろ彼らは、この条例によりヨリ冷遇、ヨリ不利な立場に立たされたといえるであろう。

アイルランド船舶についても同じことがいえる。イングランド王に臣従と忠誠を誓っていない大多数のアイルランド原住民およびアングロ・アイリッシュ人は、法的にアイルランド船舶に乗船できない。要するに彼らの生活の場所は、密輸しか残されていなかったのである。この航海条例そのものが、イングランドの利益を一方的に考えて施行された法律であるから仕方がないかもしれないが、この条例によって、ペイル内のイングランド人とそれに反するアイルランド原住民およびアングロ・アイリッシュ人との軋轢を、いっそう激しくさせていった。

次に1660年の航海条例を考察してみる。全条項をあげるのは不可能なのでメリーイル・ジェンセン (Merrill Jensen) 氏が主内容を編纂したもののうち、I. (1), (2), III. (1), XVIII. (1)をあげてみる<sup>118)</sup>。

I. (1)神のすばらしい摂理と庇護のもとに、この王国の富、安全、力は、この国の船舶の増加と航海の奨励とに、非常に大きくかかわっている。

(2)すなわち、そのことを1660年12月1日以降、最も尊い国王陛下によって召集された現議会上院議員と下院議員とによって、つまり国王陛下の権限によって、規定せよ。それゆえその時から、どんな商品もどんな生産物でも、国王陛下に属していたり、また彼の領地である土地、島、農園、領土のどこかに、あるいはその後、アジア、アフリカ、アメリカにおいて、国王陛下、後継者、継承者に属したところやその所有地に、下記以外の船や大型船、あるいは船舶や大型船舶でも、輸入しても輸出してもいけない。ただし正規のまた不正なしのイングランド、アイルランド、ウェールズ領、ベリッカボンツウィード市の人びとだけに属している船舶や大型船舶を除いて、また前述の土地、島、農園、領土の、いわば経営者であり所有権を有しているよ

---

118) Jensen, M., ed., *American Colonial Documents to 1776*, in David C. Douglas, ed., *English Historical Documents*, Vol. 9, Repr. of 1955, ed., Oxford University Press, 1969, pp. 354-356. ・なおジェンセン氏の編著によるこれらの主内容は、すでに川瀬進、前掲論文、71~74ページに掲載してある。だが本稿においても絶対に必要であるから、あえて多少加筆して掲載した。

うな、また船長と少なくとも $\frac{1}{4}$ の船員がイングランド人であるような建造船舶と所有船舶とを除いてである。

Ⅲ. (1)そして、次のことが前述の権限によって、さらに規定された。アフリカ、アジア、アメリカで、いいかえるとそのどの場所においても、栽培、生産、製造されたどんな商品も、またどんな生産物をも、すなわち普通の地図やはがきに記述あるいは記載されているどんな商品も、またどんな生産物をも、規定外の船や大型船、また船舶や大型船舶においても、イングランド、アイルランド、ウェールズ、ガーンジーおよびジャージー島、ベリッカボンツウィード市に輸入してはいけない。ただし、真にかつ不正なしに、イングランド、アイルランド、ウェールズ自治領、ベリッカボンツウィード市の、すなわち国王陛下に属するアジア、アフリカ、アメリカの土地、島、農園、領土の人びとだけに属するような、経営者であり所有権を有しているような、また船長と少なくとも $\frac{1}{4}$ の船員がイングランド人であるような船や大型船、また船舶や大型船舶とを除いてである。

XVIII. (1)そして、次のことが前述の権限によって、さらに規定された。1661年4月1日以降、アメリカ、アジア、アフリカにあるイングランド農園で栽培、生産、製造されたどんな砂糖も、タバコも、生綿も、インジコも、ショウガも、ファスチックとそれ以外の染色材木も、上述のイングランドの農園のあるところから、土地、島、領土、自治領、港のあるところへ、すなわちどんな場所へでも船積み、運搬、運送、輸送してはいけない。ただし、国王陛下、後継者、継承者に、すなわちイングランドとアイルランド王国、ウェールズ、海岸を有するベリッカボンツウィード市に属する他のイングランド農園へは別である。

この1660年の航海条例は、イングランドのキャリング・トレードからすべての外国船舶を、法的にかつ体系的に排除した法律である。いいかえると、船長と $\frac{1}{4}$ の船員がイングランド人であるイングランド船舶および原産地船舶のみが、イングランドのキャリング・トレードに参加できるのであり、それ以外の船舶や外国人は、このキャリング・トレードに参加できない法律である。また、イングランド植民地で生産された列挙生産物、すなわち砂糖、タバコ、生綿、インジコ、ショウガ、ファスチックとそれ以外の染色材木は、イングランド、アイルランド、ウェールズおよびベリッカボンツウィード市以外には輸出できない法律でもある。

この1660年の航海条例においても、確かにアイルランドは、イングランド

と同等に取り扱われており、不利益を被っていない。そのことをムライ (Alice Effie Murray) 氏は、「1660年の偉大な航海条例は、決してアイルランド人を建造船舶や所有船舶から除外させていないし、農園貿易に関するすべての事柄において、アイルランド人をただ単にイングランド下臣と同様に取り扱っていた」<sup>119)</sup>と考察している。すなわちイングランド建造船舶とは、イングランド、アイルランド、ジャージー島およびガーンジー島の船舶と解釈できるのである<sup>120)</sup>。

だが、ここでもアイルランド人といえば、1660年当時のイングランド王チャールズ2世 (Charles II, 1660-1685) に対して、臣従と忠誠を誓ったアイルランド原住民およびアングロ・アイリッシュ人のことであり、それ以外の大多数の反イングランドであるアイルランド原住民およびアングロ・アイリッシュ人は、それに含まれていなかったことを忘れてはいけない。また1660年以降、アイルランドのダブリン議会がほとんど完全にプロテスタント教徒によって運営されていたことも忘れてはいけない<sup>121)</sup>。

では、1663年の航海条例とアイルランドとの関係は、どうであったろうか。ジェンセン氏編纂のV. (1), VII. (1)をあげてみる<sup>122)</sup>。

V. (1)海を越えて、このイングランド王国の国民によって居住され、そして植民された国王陛下の農園に関して、農園間の調和と友情とをより大きく持続するためには、農園をイングランドにより強く依存させるように維持することである。そのためには、農園内でイングランド船舶と船員とをより一層増加させたり、またイングランド毛織物とそれ以外の製造品と生産物とをより一層販売させることにより、イングラ

119) Murray, A. E., *op. cit.*, p. 41.

120) Andrews, C. M., The Acts of Trade, in J. H. Rose, A. P. Newton and E. A. Benians, eds., *The Cambridge History of the British Empire*, Vol. 1, 1929, p. 272.

121) James, F. G., *Ireland in the Empire 1688-1770, A History of Ireland from the Williamite Wars to the Eve of the American Revolution*, Harvard University Press, 1973, p. 11.

122) Jensen, M., ed., *op. cit.*, pp. 356-357. ・なおジェンセン氏の編著によるこれらの主内容は、すでに川瀬進、前掲論文、78~80ページに掲載してある。だが本稿においても絶対に必要であるから、あえて多少加筆して掲載した。

ンドになお一層の利益と有益さが上がるようにすることである。また、航海を同じようにより安全でかつ安価なものにすることである。さらに、農園のためにこの王国を、これらの農園の生産物だけではなくて、それ以外の国や場所での生産物のステープルにすることである。そしてイングランドを自分自身のために農園貿易を維持している他の国々にの慣用法にさせることである。

VII. (1)次のことを常に規定せよ。つまり前述の権限によって最終的に、次のことを規定せよ。ヨーロッパのどのところにおいても、ニューイングランドとニューファンドランドとの漁師の塩を降ろしたり、また運送したりしている上述の条項の船舶に対して、船積み、荷積み、航海が法律化されなければならない。マディラ島で産出されたワインの船積みおよび荷積みが、アゾレス島で産出されたワインのヘブリデス島での船積みおよび荷積みが、スコットランドあるいはアイルランドにおける奴隷と馬との船積みおよび取り扱いが、スコットランドで栽培あるいは生産されたあらゆる種類の食料のアイルランドでの船積みおよび荷積みが、そして同じようなものの、上述の土地、島、農園、植民地、領土、場所のどんなところへでもの輸送が法律化されなければならない。それにもかかわらず、ある賢明策にとって不利な前述の条項のなにもかもが法律化されなければならない。

この1663年の航海条例は、航海条例の3本柱のうちステープルを取り扱っている。あとの2本柱は航海と列挙商品とであるが、これらは1660年の航海条例でカバーされている<sup>123)</sup>。

そして、この1663年の航海条例で特筆されることは、航海条例の条文からアイルランドという言葉が消えたことである。これは、「アイルランドが、航海条例のもとで享受できるまさに本質的な特典から除外される」<sup>124)</sup>ということを意味している。いいかえると、イングランド政府がアイルランドの産業と商業とを規制するということを意味している<sup>125)</sup>。具体的には、アメリカ植民地におけるアイルランドの奴隷と馬との販売規制である。

---

123) Andrews, C. M., *The Cambridge History of the British Empire*, Vol. 1, *op. cit.*, p. 274.

124) Lodge, R., *The History of England, from the Restriction to the Death of William III. 1660—1702*, in William Hunt and Reginald L. Poole, eds., *The Political History of England*, Vol. 8, Repr. of 1910, ed., Ams Press, Kraus Reprint Co., 1969, p. 57.

125) Murray, A. E., *op. cit.*, p. 8.

このアイルランドの奴隷とは、当然チャールズ2世に臣従と忠誠を誓っていないアイルランド原住民およびアングロ・アイリッシュ人のことである。そこでこの奴隷の販売ということを考えたら、クロムウェル以降、チャールズ2世が真のアイルランド人であるアイルランド原住民とアングロ・アイリッシュ人とを、彼らの土地から徹底的に追い出し、大討伐を行っていたということが窺える。いいかえると、チャールズ2世が大討伐を行わなければならないほど、アイルランド原住民およびアングロ・アイリッシュ人の勢力がしだいに拡大していたということが窺える。

そこで、イングランド政府がこの1663年の航海条例においてアイルランドという名前を意図的に外した理由がわかる。すなわち、アイルランド全土内で大多数の割合を占めるアイルランド原住民およびアングロ・アイリッシュ人がしだいに勢力を拡大し始め、ペイル内の貿易が危険になってきたからである。具体的には、いままでイングランド貿易に携わってきたアイルランド人（イングランド王に臣従と忠誠を誓ったアイルランド原住民およびアングロ・アイリッシュ人）が真のアイルランド人（イングランド王に臣従と忠誠を誓わなく反イングランド感情を持つアイルランド原住民およびアングロ・アイリッシュ人）によって凌駕され始めてきたからである。

もしこのような理由がなかったならば、イングランド政府は、この1663年航海条例においてアイルランドという名前をあえて外さなくてもよかったであろう。またもしイングランド政府がこの1663年の航海条例の条文において、アイルランドという名前の掲載ミスをおかしていたとするならば、翌1664年に改正の条文が施行されてもよかったであろう。

当時のアイルランドでは、国内は不安定であったが、カトリック教徒であるアイルランド原住民およびアングロ・アイリッシュ人、すなわち真のアイルランド人は平静を保っていた<sup>126)</sup>、ということからも考えて、真のアイルランド人が、航海条例の条文におけるアイルランド人を凌駕していたことがわ

---

126) cf. Hutton, R., *Charles the Scotland, King of England, Scotland, and Ireland*, Oxford University Press, 1989, pp. 212-213.



かる。そこでイングランド政府は、アイルランドでの貿易危機を感じ、あえて意図的にこの1663年の航海条例において、アイルランドという名前を記載しなかったのである。

このイングランド政府の意図的ということを実証させるためには、1673年の航海条例をみればわかる。

では、ジェンセン氏が編纂した1673年の航海条例の主内容をあげてみる<sup>127)</sup>。

### Ⅲ. ……

(2)船舶と航海の奨励に関する条例と題された国王陛下下治世12年目のこの現議会において可決された1条例によって、また、その時に降可決されたそれ以外のいくつかの法律によって、アメリカ、アジア、アフリカにある国王陛下の農園のどこかで栽培、生産、製造された砂糖、タバコ、生綿、インジコ、ショウガ、ファスティクとそれ以外のすべてのあらゆる種類の染色材木を、それらの栽培、生産、製造の場所から、上述の場所(タンギアだけを除く)にある国王陛下の農園のどこかへ、船積み、運搬、運送、輸送することが許可される。そしてその結果、上述の商品の荷積みあるいは荷おろしの時、同じような関税を支払わないので、ある農園から他の農園へのこれらの商品の貿易と航海とは、かなり増加させられる。

(3)自分が使う商品の供給について満足しているだけでなく、またすべての関税から自由(ただし、このイングランド王国の下臣は、この王国で使用した植民地商品に対して多額の関税と租税を支払っている)であり、さらに上述の法律の明確な条文に反しているこの植民地のさまざまな住民は、多量の植民地商品をヨーロッパのいたるところにもたらしている。従って彼らは、ヨーロッパのいたるところに植民地商品をもたらしている人以外の人の船舶に、多量の植民地商品を毎日販売し、国王陛下の関税、またこの王国の貿易と航海に対して、大きな損害と減少を与えている。

(4)それらの防止策について、……1673年7月1日以降、もし法的に国王陛下の農園で貿易しようと思っている船あるいは船舶が、船で農園のあるところにやって来て、上述の商品のなにかを船積みしたならば、まず初めに十分な保証をもって、イングランド、ウェールズ、ベリッカポンツウィード市だけの場所に対して、同じような商品をもたらすまで、また国王陛下、後継者、継承者に対して責任を負ったり、償ったりする海岸(海上での危険だけは取り除かれる)で、同じような商品を荷おろしたり、置いたりするまで、契約は結ばれるべきではない。というのは、船や船舶に荷積みや船積みされている非常に多くの上述の商品に対して、これらの以下の税率や関

---

127) Jensen, M., ed., *op. cit.*, pp. 358–359.

税を得るためである。つまり白砂糖1ハンドレッドウェイト当り120ポンド5シリング、褐色砂糖と黒砂糖1ハンドレッドウェイト当り120ポンド1シリング6ペンスである。

(5)タバコについては、1ポンド当り1ペニー、生綿は1ポンド当り $\frac{1}{2}$ ペニー、インジコは1ポンド当り2ペンス、ショウガは1ハンドレッドウェイト当り112ポンド1シリングである。

(6)ログウッドについては、1ハンドレッドウェイト当り112ポンド5シリング\*<sup>1</sup>、ファスティクとそれ以外のすべての染色材木は1ハンドレッドウェイト当り112ポンド6ペンス、あらゆるココナツの1ポンド当りは1ペニーである。

(7)植民地商品を船積みする前に、またイングランド関税の不払いと横領とに関して、将校と商人とに課せられた罰則のもとで、同じような商品を徴収し、課税し受け取るために、それぞれの農園で任命された場所で、しかもその場所の税徴収官とそれ以外の将校に対して、課税、徴収、支払いをさせなければならない。

IV. (1)この法律によって、前述の関税のあるものを支払わなければならなかった場合、前述の場所で同じ商品に責任を負ったり、支払うのに貨幣を持っていなかった人や人びとは、さらに前述の権限によって次のことが規定されなければならない。すなわち、同じ商品を徴収するために任命された将校は、貨幣の代わりに農園それぞれにおける前述の現行レートに従って、そこでの価値と等しくなるような船積みされた商品の割合を受け取らなければならないということである。

この1673年の航海条例は、イングランドとイングランド植民地との商業関係、またイングランド植民地とそれ以外の植民地との商業関係において、非常に重要な法律である<sup>128)</sup>。いいかえると、この条例は、イングランド植民地で生産された列挙商品に輸出税を課する法律、すなわち植民地輸出税法(Plantation Duties)である<sup>129)</sup>。

※1 メリーイル・ジェンセン氏の編纂では、five pound になっている。だが、この pound は、shilling か pence でなければならないと思う。そこで著者(川瀬)は、shilling か pence かどちらか良くわからないが、pound でないことは間違いないと思い、あえて shilling と訳した。

・なおこの編著では、IVの(i)という数字が記載されていなかったが、この本稿においては著者(川瀬)が便宜上付け加えた。

128) Andrews, C. M., *The Cambridge History of the British Empire*, Vol. 1, *op. cit.*, p. 278.

129) Harper, L., *op. cit.*, p. 175.

1673年の航海条例の条文の中に、なんらアイルランドという言葉が使われていない<sup>130)</sup>。そこで、上述の1663年の航海条例において、イングランド政府が自国のイングランド貿易から意図的にアイルランドを外したということがわかる。またさらに、イングランド政府がアイルランドを、従順な植民地としてでなく、反抗的な植民地としてみなしていたこともよくわかる。

これらのことをもう少し詳しくいうと、1660年の航海条例においては、アイルランドは法的にイングランドと同等に取り扱われ、イングランド貿易から多大な利益を得ることができる従順な植民地となっていた。だが、1663年の航海条例においては、アイルランドは、法的にイングランドと同等にみなしてもらえなく、またしかも、1673年の航海条例においては、イングランド植民地からその列挙商品を、直接輸出してもらえない反抗的な植民地となっていたのである。

ではなぜ、イングランド政府は、このようなまでも一方的な政策によってアイルランドを振り回さなければならなかったのであろうか。

それは、ペイル内でのイングランド政府の権力が弱体化していった結果なのである。いいかえると、17世紀中期のアイルランドにおいては、反イングランド的なアイルランド原住民と、またしだいに時がたつにつれてアイルランドの民族性に同化していったアングロ・アイリッシュ人との権力が増加していったため、アイルランド全土内で、純粋なイングランド人の権力低下を引き起こし、結果的にイングランド政府の権力を縮小させていったのである。

アイルランド原住民およびアングロ・アイリッシュ人にとって、多大な利益が獲得できるイングランド貿易に法的に従事できるか、あるいはできないかは死活問題である。彼らは、1660年の航海条例においては一切のイングランド貿易に従事できなかった。また彼らは、1663年の航海条例においても一切のイングランド貿易に従事することを、法的に禁止されていた。そこで彼らは、1660年の航海条例における脱法、いいかえると彼らは生きるために、

---

130) Andrews, C. M., *The Cambridge History of the British Empire*, Vol. 1, *op. cit.*, p. 287.

列挙商品を直接に、アイルランドに密輸せざるを得なくなっていた。

このようなアイルランド原住民およびアングロ・アイリッシュ人の立場は、生きるために良く理解できる。だがイングランド政府にとっては、このような密輸が続く限り、財政収入の大部分をイングランド貿易に依存していたので大打撃である。そこでこのような密輸を禁止させるためにイングランド政府は、1673年の航海条例を施行させた。この条例の施行によってイングランド政府が、アイルランドを完全に掌握できる順従な植民地としてではなくて、いつも反乱の火種を抱えた反抗的な植民地としてみなしていたことが良くわかる。

反対にアイルランド原住民とアングロ・アイリッシュ人にとっては、法的にますます窮地に立たされたので、現状を回避させるために、なにがしかの抵抗をみせなければならなくなっていた。要するに彼らは、武力によって現状を打開しなければならなくなっていた。

その打開策が、1690年7月のボイン川の戦い（Battle of the Boyne）になって現れた。

このボイン川の戦いは、もともと1689年1月の名誉革命（Glorious Revolution）で王位を追われたジェイムズ2世（James II, 1685-1688）が王位奪回のためにウィリアム3世（William III, 1689-1702）と争った戦いである。

名誉革命後、フランスに亡命していたジェイムズ2世は、自らがカトリック教徒であるため、その拠点のアイルランドとして、そしてそこから王位奪回のために、1689年3月12日フランス軍とフランスで訓練されたアイルランド軍とを引き連れてキンセール（Kinsale）に上陸した<sup>131)</sup>。キンセールに上陸したジェイムズ2世は、5月にカトリック教信仰に基づくアイルランド議会を召集し、アイルランド内のプロテスタント教徒を抑圧し始めた。

この反逆行為に対して、プロテスタント王のウィリアム3世は、36,000人の軍人を引き連れてアイルランドのキャリックファーガス（Carrickfergus）

---

131) Cusack, C. F., *op. cit.*, p. 557.

に上陸して来た<sup>132)</sup>。要するにこのポイン川の戦いは、ジェームズ2世率いるアイルランド原住民およびアングロ・アイリッシュ人のカトリック教徒 vs. ウィリアム3世率いるプロテスタント教徒の戦いである。

このポイン川の戦いは、ジェームズ2世の再度の逃亡により、アイルランド軍の完敗ですぐに終わるように思えた。だがその後もアイルランド軍は、イングランド軍の激しい攻撃を受けながらもリメリック (Limerik) に立てこもり、1691年9月の休戦という状態まで持ち込んだ。休戦といっても実際は、アイルランド軍の敗戦である<sup>133)</sup>。

そのリメリックの休戦後、ジェームズ2世のダブリン議会でリメリック条約 (Treaty of Limerik) が締結された。リメリック条約は、52条から成り立っており<sup>134)</sup>、軍事条項 (Military articles) と民事条項 (Civil articles) とに分けられる。この軍事条項の方は、アイルランド軍人に、ウィリアム3世に忠誠を誓うという条件付きで、アイルランドに残ることを認め、また彼らに、フランス軍に入るためのフランス行きをも認めていた<sup>135)</sup>。民事条項の方は、アイルランド指導者に、所有地の返還を求めるとともに、カトリック教の信仰の自由や完全な身分保証を認めていた<sup>136)</sup>。

もし上述の軍事条項と民事条項とが、イングランド政府によって厳格に遵守されていたならば、アイルランドは、今日のような複雑化した南北問題を抱え込まなくてもすんだであろう。

というのは、イングランド政府が1692年のウェストミンスター議会で、このリメリック条約の批准を無視したからである<sup>137)</sup>。すなわち1692年のウェストミンスター議会は、「アイルランドの公務員、議員、そしてそれ以外の人

---

132) Lodge, R., *op. cit.*, p. 355.

133) James, F. J., *op. cit.*, p. 17.

134) Cusack, C. F., *op. cit.*, p. 574.

135) *cf.* Clark, S. G., *The Later Stuarts 1660–1714*, in Sir George Clark, ed., *The Oxford History of England*, Vol. 10, Repr. of 1956, ed., Second Edition, Oxford University Press, 1991, pp. 309–310.

136) *cf. Ibid.*, p. 310.

137) D'Alton, E. A., Half-Volume 4, *op. cit.*, p. 465.

びとに、カトリック教に反対することを誓わせ、かつ忠誠と支配権とを誓わせた」<sup>138)</sup>法律、いわゆるカトリック刑罰法（Penal laws against Roman catholics）を可決させたのであった。

この議会は、まさしく真のアイルランド人に対する裏切り行為である。また、このカトリック刑罰法は、イングランドで施行されたものよりも厳しく、アイルランドの市民生活および宗教活動のすべての点において触れられており<sup>139)</sup>、そしてこの法律によって、アイルランド人は、法的に一切のカトリック教の信仰および活動ができなくなり、結果的にイングランドからヨリ一層の支配を受けることになった。アイルランド史上、ローマ・カトリック教が法的に禁止されたのは、この時はじめてのことである<sup>140)</sup>。またこの刑罰法は、プレスビテリアン（Presbyterian）の信仰をも禁じており、北アイルランドに移民したスコットランド人の代表権を奪っていた。このことにより、この時点からスコットランドの移民者は、アングロ・アイリッシュ人と同様に扱われるようになった。

ダブリンにおけるアイルランド議会においても、上述のカトリック刑罰法を決議し、アイルランド原住民およびアングロ・アイリッシュ人を、ヨリ一層の窮地へと追い遣っていった。すなわち、1695年のダブリン議会で決議された主内容は、「カトリック教師のだれ1人とも、学校や私塾を開設することはできない。子供だれ1人とも、カトリック教徒として教育を受けるために、海外へ行くことはできない。そのようなことを違反した罰則は、商品と土地との没収である。その没収の半分は、告発人に渡される。カトリック教徒は、武器を保持することを禁止、また5ポンド以上の馬を保有することを禁止する。プロテスタント教徒は、5ギニーを支払うだけで、そのような馬を保有することができる。」<sup>141)</sup>ということである。

---

138) Lodge, R., *op. cit.*, p. 361.

139) *cf.* McCaffrey, L. J., *Ireland from Colony to Nation State*, Prentice-Hall, Inc., 1979, p. 13.

140) Lodge, R., *op. cit.*, p. 361.

141) *Ibid.*, p. 362.

この時点で、ダブリンのアイルランド議会は、もはやその存在理由を失っている。というのは、アイルランド議会はアイルランド人、すなわちカトリック教徒主導型のもので運営されるのが自然の成り行きなのであるが、1691年のイングランド議会で、アイルランド議会議会からカトリック教徒を排除する条例が可決されていたり<sup>142)</sup>、また1695年においてはカトリック刑罰法が可決されたことによって、もはやその運営がイングランド人、すなわちプロテスタント教徒主導型になっていたからである。

このようなカトリック刑罰法のもとで、イングランド政府は、翌年一連の航海条例をヨリ具体化し、ヨリ実益のあるものにするために、1696年の航海条例を施行した。すなわち以下に、1673年の航海条例の主内容と同様、ジョンソン氏編纂の1696年の航海条例の主内容の全文をあげてみる<sup>143)</sup>。

I. 種々の条例がこの王国の航海を奨励するのに役立っていたにもかかわらず、……その多くの乱用は、イングランド航海の偏見や悪意をいただいていた人びとの狡猾やずるさによって、この王国の植民地貿易の莫大な損失を毎日生んでいた。すなわち、将来それらを解決するために……。

II. 次のことを規定せよ、……1698年3月25日以降、どんな商品もあるいは雑貨でさえも、ある植民地あるいはある農園内に、輸入あるいはそこから輸出してもいけない……、あるいは、上述の植民地または農園のある1港あるいはある場所から、同じようにイングランド王国、ウェールズ自治領、ベリッカボンツウィード市の上述以外のある1港あるいはある場所へ、完全にそこでの人びとの所有船あるいはそれらの場所での所有船、また上述の場所のみの船長および $\frac{3}{4}$ の船員でもって航海された船を除いて(拿捕船としての船舶のみ、あるいは拿捕船として捕えた船舶、またそれについて有罪判決がイングランド、アイルランド、あるいは上述の植民地、農園における海軍裁判所の1つにおいて下された船舶、船長および $\frac{3}{4}$ のイングランド船員、あるいは上述の農園の船員によって航海されている船舶、さらにその所有船がイングランドに属しているような船舶を除いて、また3年間のあいだ、この時に国王陛下、海軍コミッショナーによって雇用された外国建造船、あるいは彼らとの契約において、国王陛下の植民地あるいは農園からこの王国へ、国王軍のためのマスト、材木、そしてそれ

---

142) Clark, S. G., *op. cit.*, p. 313.

143) Jensen, M., ed., *op. cit.*, pp. 359-364.

以外の海軍備品のみを輸送している船舶、上述のように航海し、その所有権がイングランド人に属しているような船舶を除いて)ある船や貨物船において、荷積みあるいは運送をもしてはいけない。船と商品との罰金と没収について、その $\frac{1}{3}$ は国王陛下、後継者、継承者の使用物になるように、 $\frac{1}{3}$ は上述の植民地あるいは農園の総督に、 $\frac{1}{3}$ はウェストミンスターでの国王陛下のある登録裁判所において、あるいはそのような犯罪が行われた国王陛下の農園のある裁判所において、同じことを訴状、告訴状、告発状によって、告発、告訴した人に没収される。

IV. [植民地政府は、すでに施行されている条例の条項を強化するために〔1660年の航海条例〕による宣言を誓うことを命じられた。だが“次の条項のいくつかについては、大変重要であり、大いに農園貿易の安全に役立っていたが、その宣言によって、上に述べた条例の次の条項を厳格に実行させることができなかった。”そしてその後以来、それ以外の法律が農園貿易を規制したり、また安全にすることを可決されたので、すべての現、将来の植民地総督と司令官長とは、植民地と農園とに関するすべての議会条例の強化に最大限の努力を払う宣言をしなければならない。もしある総督や、あるいは司令官長が宣言を誓うことを無視したり、あるいは“わざと意図的に無視”したならば、彼は公職から追放され、1,000ポンド没収されるであろう。]

V. [[1663年の航海条例]でみると、植民地総督は、条例の規定を成し遂げるために、“一般に海軍士官の名によって良く知られている”将校を任命する権限を与えられた。また、黙認、怠慢、不正、乱用がはびこっていたため、そのような将校すべては、自分たちの義務を忠実に実行することにより、イングランド関税コミッショナーに信頼を与えなければならない。植民地総督は、自分たちが任命した人びとの“違反、無視、軽罪”に対して責任を負わなければならない。]

VI. アメリカの農園貿易におけるより効果的な不正防止と乱用規制のために、以下のことを前述の権限によって、より一層規定せよ。前述の農園のあるところに入港したりあるいは出港したり、またどんな商品もあるいはどんな生産物をも、荷積みあるいは荷おろしをしているすべての船頭は、たとえ国王陛下の戦艦あるいは商船であっても、さらにその艦長、副長、また船荷であっても、それぞれの船舶や船荷の入港、荷積み、荷おろしに関して、船舶や船荷、また船舶の船長や副長が国王陛下の関税における不正防止および乱用規制条例と題したチャールズ2世治世第14年法の議会条例によって、この王国に服従させられたり、責任を負わされているような同じ規制、臨検、搜索、罰金、没収に従わなければならないし、また責任を負わなければならない。上述の農園のあるところにおいて、国王陛下の収入を徴収、管理、また農園貿易を監察するための将校は、船舶の視察、搜索、また入口で捕縛するために、上述の農園のあるところにあるいはそこから、輸入したり輸出することを禁じられた商品のものを、海岸で押収、差し止めあるいは持ち帰るために、あるいはチャールズ2世



治世第14年法によって可決された上述の条例のうち、最後に記載された条例によって、イングランドの税関将校を規制させるように、以前に記載された条例のあるものによって、ある関税が支払われるべきであり、また支払われなければならないために、従って家屋や倉庫に立ち入るために、またそのような商品を検索し、押収するために、同じような権力と権限を持たなければならない。すべての波止場持ち主、埠頭や波止場の所有者、はしけの船頭、荷船の船頭、渡しもり、運搬人、あるいはそれ以外に上述の商品のあるものの運搬、隠蔽、奪回、さらに上述の将校のだれかによる関税業務の妨害、反抗を手助けしている人、またそのような商品の運搬に使用されたボート、荷船、はしけあるいはそれ以外の船舶は、この王国において禁止された商品あるいは関税のかけられていない商品に関して、チャールズ2世治世第14年法によって可決された同一条例によって規定されるように、同一の罰則と罰金とに従わなければならない。同一の援助は、イングランドにおいて将校を規定した条例のうち、上述に最後に言及した条例によるように、上述の将校に、彼らの職務遂行において与えられなければならない。従って上述の将校は、イングランドのある関税将校が、上述の最後に記載した条例によって責任を負うべきであるように、以前に記載した法律のあるものに違反している収賄、不正、黙認、隠蔽に対して、同一の罰金と没収とに従わなければならない。また、万一農園将校あるいは将校たちが、自分たちの職務遂行において行ったあることに対して、訴えられたり、あるいは妨害されたならば、上述の将校は、その全体的な問題に対して弁護しなければならないし、またそうできるであろう。さらに彼は、証拠として、この関税条例やあるいはそれ以外の関税条例を提出しなければならない。さらに、そのことを許可している裁判官は、イングランドにおいて国王陛下の税関将校たちに、法的に認められている同一の特権と特典とを持っているし、享受している。

VII. その結果、次のことが一層規定される。以前に記載された罰金と没収のすべては、この条例において特に処分を決められているわけではないが、その $\frac{1}{3}$ を国王陛下、後継承、継承者の使用物に割り当てられるだろう。また $\frac{1}{3}$ を、違反が起こった植民地や農園の総督の使用物に割り当てられるだろう。さらに $\frac{1}{3}$ を、違反が将校や告発人の意志で起こったウェストミンスター国王陛下裁判所のあるところで、アイルランド王国で、国王陛下の農園それぞれにおいて開廷された海事裁判所で、あるいはそれ以外にどんな不出頭も、庇護も、免責宣誓も認められないイングランド国民に属するある農園で、同一物を取り戻すために訴えた人や人びとの使用物に割り当てられるだろう。上述の農園内にあるいはそこから、ある商品を輸出入することに関して、ある問題が生じた場合、その場合、立証はその所有者と原告とを立てなければならないし、また原告は、その輸入業者と所有者とを正しく評価しなければならない。

VIII. 国王陛下のアメリカ農園のあるところにおいて、以前に記載した条例、すなわ

ちチャールズ2世治世第12年法によって可決された条例、その条例によって一定の関税がその列挙商品（法律によってある農園から他の農園へ、それぞれ不足しているものを補うために輸送された商品）に課せられた条例に、疑惑や誤解が生じた場合、あたかも同じようなことがある1農園において、これらの関税の支払いによって起こった場合、その疑惑や誤解は、以前に記載した条例、すなわちチャールズ2世治世第12年法、第20年法、第23年法によって可決された条例によって意図されていた現の安全保障を取り消され、結果的にイングランド、ウェールズあるいはベリッカボンツウィード市に行くことなしに、ヨーロッパのある外国市場へ自由に行くことができるようになった。その結果、次のことが一層規定され、布告される。上述の農園のあるところにおいて、上述の関税が支払われるにもかかわらず、上述の商品のどんなものをも、上述の条例、すなわちチャールズ2世治世第12年法、第22年法、第23年法において可決された条例、つまり同じものをイングランド、ウェールズ、ベリッカボンツウィード市、あるいはそれ以外に国王陛下の農園のあるところへ運べる条例によって、命じられているような安全保障が与えられるまで、船積み、あるいは船内に荷積みしてはいけない。そしてそのような度ごとに、船と商品の罰金と没収のもと、上述の商品のあるものは、上述の農園のあるところにおいて、再船積みあるいは荷積みのため、すなわち上述のように分割され、売却されるために持ち込まなければならない。

IX. この時、あるいは今後実際問題として、上述の農園のあるところにおいて、効力あるいは慣習になるように努力したり要求している、また法律が上述の農園あるいは農園のあるところに関連している限り、どのようにしても以前に言及した法律、あるいは法律のあるものに矛盾している、あるいはそのような法律が上述の農園に関連したり言及されている限り、ある慣行をこの王国において可決されている現条例、あるいはその後のそれ以外の法律に矛盾しているすべての法律、条例、慣習、慣例は、すべての意図、目的なんであっても違法であり、無効である。

X. 〔農園商品をイングランドやウェールズへもたらしている偽造の安全証明書によって、多数の不正がスコットランド人とそれ以外の人びとによって行われていた。農園商品をイングランドあるいはウェールズにおいて荷おろしさせたり、あるいはヨーロッパ商品をイングランドあるいはウェールズにおいて荷積みさせている証明書は、そのことに関してイングランドを通さずに積み替えをごまかしている。従って、次のことが一層規定される。植民地における総督あるいは税関将校がイングランドにおける現行の安全証明書がにせものであるとかなり疑いを持った時、彼らは、イングランドあるいはウェールズにおける荷おろしに対して、十分な安全を命じなければならない。その場所では、農園商品をブリテン島において荷積みする証明書がにせものであると気づくには、正当な理由がある。将校たちは、イングランド関税コミッションナーによって、その証明書が本物であるということを通告されるまで、農園における

現行の安全を取り消すべきではない。そのような証明書、あるいは許可書のあるものを偽造したりあるいは変更させている人びと、あるいは故意の使用は、500ポンド没収され、そしてその証明書あるいは許可書は、無効にされなければならない。]

XI. 農園貿易に関するいくつかの議会条例をより良く実施するために、前述の権限によって、次のことを規定せよ。さしあたり、イングランドの財務長官、財務コミッショナー、関税コミッショナーは、いくつかの島、地域、資産の、あるいはそれに属する都市、町、川、港、停泊地あるいは入り江において、またそれらに対して必要と思った時、あるいは必要とする度ごとに、そのような、しかも多くの税関将校を指定し、任命しなければならないし、またそうすべきであろう。従って、次のことを一層規定せよ。上述の農園において、持ち込まれたり、開始させられたり、提起させられた訴訟、告訴、告発について、また国王陛下の関税、あるいはある違法な輸出入によって没収された船舶や商品に関するある法律や制定法について、ある陪審員をたてるのではなくて、イングランドあるいはアイルランドの原住民、あるいは上述の国王陛下の農園で生まれた人だけの陪審員をたてるべきである。従って、そのような訴訟、告訴、告発のすべてに対して犯罪は、その犯罪が将校や告発人の意志で明らかにするように申し立てられたある植民地、州、郡、地域、あるいは上述の農園のある地域において、提出されなければならないか、あるいは申し立てられなければならない。

XII. 常に次のことを規定せよ。裁判所におけるすべての職責、あるいは上述の島の財産にかかわるものは、この条例の可決から、イングランドあるいはアイルランド、さらに上述の島の出身者の手に帰すべきである。

XIII. [1670-1671年の航海条例によって、アイルランドは、その条例において命じられていた盟約条件から解放される。同じような条例は、農園における列挙商品の荷積み前に、そのような商品のすべてが他のイングランド農園へ、あるいはグレート・ブリテンへ運ばなければならないという盟約を船舶が受けるべきであると命じた。商品が盟約によって命じられたように陸揚げされている証明書を返送するために用意されたタイム・リミットはなにもない。そして、上述の盟約に対する保証人は、しばしば住所不定で、その盟約を意図的な目的のために、無効にしている人であった。従って、次のことが規定される。その後、農園において与えられたそのような盟約すべてにおいて、保証人は、住所の良く知れた、かつその盟約の価値について良く理解している人になることである。そして盟約の条件は、(海上の危険を除いて)その盟約の日付けの18ヶ月以内に、記載された商品が適当な港において陸揚げされるという証明書が作成されなければならないということである。]

XIV. [アメリカ生産物を運んでいる船舶は、天候、食料不足、あるいはそれ以外の原因によって、そこに立ち寄りなければならなかったという口実のもと、現行の法律に反して、スコットランドやアイルランドに荷おろしをしていた。1696年12月1日

以降、ある口実のもと、商品や製造品がまずはじめに、イングランドやウェールズに陸揚げされず、適切な関税を支払っていなかったならば、アメリカ農園で栽培、生産されたそのある商品あるいは製造品を、スコットランドあるいはアイルランドに荷おろしすることは、非合法である。船舶や商品を没収した罰金は、その $\frac{1}{4}$ が国王陛下のもの、またそれ以外の $\frac{1}{4}$ は、訴訟を持ち込んでいる人や人びとのものになる。]

XVI. 勅許状や専売特許証によって、アメリカ大陸のある島あるいは地域におけるある権利や、あるいは資産を要求している人びとは、評議会命による国王陛下の優先同意なしに、それらをイングランド、アイルランド、ウェールズ、ベリッカポンツウィード市の出身者以外の人に売ってはいけぬ。総督は、国王陛下によって認められているような所有者によって指名あるいは任命され、そして政府に入閣する前に、国王陛下のそれ以外の植民地において総督を命ぜられた誓約を受け取る。

XVII. 外国船舶をイングランド船舶というように名を変えることによって、この条例の意図をくぐり抜けようと用いられた不正を、より効果的に防止するために、前述の権限によって、次のことを一層規定せよ。1698年3月25日以降、そのような船や大型船において、資産を要求している人や人びとが〔この中に規定されているように、所有者自身の適切な証明と誓約とをもって〕……同じことを登録するまで、どんな船もあるいはたとえどんな大型船であっても、イングランド、アイルランド、ウェールズ、ベリッカポンツウィード市、ガンジー、ジャージーあるいは農園のあるところへ、またそこからあるいはその中に貿易をする資格を与えられていたように、アメリカにおける国王陛下の農園のあるところの建造船として思ってはいけないし、また通過をもさせてはいけない。

XVIII. [それを施行している総督あるいは税関将校によって証明されたこの誓約は、ロンドンにある関税コミッショナーの一般登録簿の中に、記入するために送り届けられた登録簿の副本とともに、船長に登録させるべきであり、手渡されるべきである。1798年3月25日以降、そのような証明なしに、アメリカ植民地との貿易を約束している船舶は、ある外国船（海軍高等裁判所において有罪の判決を下された拿捕船を除いて）が、これらの農園との貿易に対して従っているように、告発と没収とに従わなければならない。]

XIX. [船舶は、イングランド建造船の特典を認められる前に、完全にイングランドの所有船であるという誓約と証明とを持って、特に登録させるために、海軍高等裁判所において、拿捕船として海上で捕えられ、そして有罪判決を受ける。]

XX. 従って、次のことを規定せよ。この条例の中においては、登録しているある漁船、小舟〔沿岸船舶〕、はしけ、荷船、甲板のないボート、あるいはそれ以外の船舶（とはいってもイングランドあるいは農園建造船）に、それらの航海がそれぞれ貿易をすることを同じような農園、あるいは場所の川や沿岸に制限されていたのである

が、また、ただしそれらの船舶のうち、以前に列挙したこの条例において土地、島、場所、あるいは領土のあるところへあるいはそこから、またある農園からそれ以外の農園へ、海上を横切る船舶だけを除いて、要求を下すと解されるべきものはなにもない。

XXI. [登録されたどんな船舶の名であっても、新しい登録なしに変更することはできない。従って、もし所有権が他の港に移ったならば、そのような新しい登録は、要求される。もしある登録された船において1つかあるいはそれ以上の株の売却によって、同じ港における所有権の変更があったならば、このことは完全な所有権がイングランドに残っているということを証明する2人の連署人より前に、証明を与えている登録保証によって承認される。]

この1696年の航海条例は、目新しいものはないが、運営上わかりやすい法律であり<sup>144)</sup>、しかもアイルランド原住民が、かなりの弾圧を受けていたこともわかる。またこの航海条例は、完全にイングランドを中心に考え立案された法律であり、イングランドのための貿易による財政収入増を企図した法律のなにもものでもなかった。

この1696年の航海条例の条文から見ると、アイルランド原住民は、完全にイングランド政府から無視され続けている。イングランド政府がアイルランドにおいて、航海条例による恩恵を与えていたのは、アイルランドに住む純粋イングランド人とプロテスタント教徒のみであった。結果的には、この条例によってこの彼らが、アイルランド原住民をより厳格に支配していったのである。

イングランド政府によるこの厳格な支配に対して、アイルランド原住民は貧農になるか、あるいは国外に逃亡するしかなかった。そこで、アイルランド内において圧倒的多数を占めるアイルランド原住民およびカトリック教徒たちが、1695年のカトリック刑罰法と1696年の航海条例に対して、即、なぜ反乱を起こさなかったのだろうか。

当然アイルランド原住民およびカトリック教徒たちは、これらの法律に対

---

144) cf. Andrews, C. M., *The Cambridge History of the British Empire*, Vol. 1, *op. cit.*, p. 285.

して、反対の意を示していた。その反対の意が反乱につながらなかったのは、イングランド自身が軍事力を増強していた<sup>145)</sup>のに対し、アイルランド原住民およびカトリック教徒たちがしだいに貧農となり、反乱のための軍資金を十分に確保できなくなっていたからである。またこのことに関連して、1695年のカトリック刑罰法以前までは、アイルランド原住民とほぼ歩調を合わせていたアングロ・アイリッシュが、貧農に落ちていくのを避けるために、また多少の貿易利益にあずかるためにカトリック教からプロテスタント教へと改宗していったからでもある。確かに、生活を現状維持することにも大変なアングロ・アイリッシュ人にとって、それよりもさらに以下の状態になることは、死を意味している。そこで、アングロ・アイリッシュ人が自らを改宗させて、法的に商業利益の高い1696年の航海条例のもとで働きたいと考えるのは、納得できる<sup>146)</sup>。

これらの要因の結果、反乱は起こらなかったが、1695年のカトリック刑罰法および1696年の航海条例が、アイルランド原住民にとって、いかに厳しかったかが推察できる。これらの法律をいいかえると、1695年のカトリック刑罰法は、アイルランド国内のアイルランド原住民を宗教的に弾圧することによって、イングランドの植民地支配を拡大させようとした法律であり、また1696年の航海条例は、一連の航海条例を強化することによって、アイルランド原住民による脱法、すなわち密輸を厳格に取り締まり、イングランドの植民地支配をより現実的なものにさせようとした法律であったといえるのである。

## V. おわりに

イングランドによるアイルランド支配は、1166年8月のアイルランドの内

---

145) cf. Andrews, M. S., *War and Society in Europe of the Old Regime 1618-1789*, Leicester University Press, 1988, p. 85.

146) cf. Harper, L., *op. cit.*, p. 60.

乱による。すなわちアイルランド内でのアード・リーの争奪により、形勢不利だったダーモット・マクマローがイングランド王ヘンリー2世に加勢を求めたことによる。

このヘンリー2世が自己の権力拡大のため、いいかえると領土拡大のためダーモット・マクマローに手を貸し、アイルランド支配へと乗り出した。このことだけだったら、現在の北アイルランド問題は起こっていないのである。というのは、このアイルランド支配が、宗教問題がかかわってなく、全くの武力衝突による支配であったからである。

武力を法的に正当化し、アイルランドをイングランドの植民地にしようとしたのは、メアリー・テューダーである。彼女は、王位につくやいなや矢継ぎ早に、アイルランドに対する植民地政策を施行させていった。この政策の実施は、当然武力によって、アイルランド原住民およびアングロ・アイリッシュ人に押し付けるものであった。このような一方的な武力の行使によって、アイルランド問題は、解決の緒を見いだせないままにあった。

このアイルランド問題をより複雑にさせたのが、ジェイムズ1世である。彼は、イングランドによるアイルランド支配をより容易に行うために、多数のプロテスタント教徒（純粋イングランド人、スコットランド人）を、アルスター地方（現在の北アイルランド）に入植させた。

このアルスター地方は、古くからのケルト社会の中心地であり、さらにイングランドからの侵略を受けることによって、反イングランド感情が根強く息づいていたところでもあった。そのアルスター地方にプロテスタント教徒を入植させるということは、当然そこに宗教戦争を引き起こさせるということを意味している。この時点でアイルランド問題は、とても話し合いによる解決はできなくなっており、武力解決しか残っていなかった。

このアイルランド問題を決定的に最悪状態に陥らせたのは、イングランド議会の裏切り行為である。すなわち、カトリック教徒であるアイルランド原住民およびアングロ・アイリッシュ人と交わした1691年のリメリック条約の批准を、イングランド政府が一方的に、1692年のウェストミンスター議会

で拒否したからである。アイルランド原住民およびアングロ・アイリッシュ人は、この1691年のリメリック条約の批准で、カトリック教の信仰の自由および身分保証とが約束されると思い、いままで反イングランド感情のもと戦い続けた軍隊を、解散させていた。この時点でアイルランド原住民は、武器を持たないただの農民となっていた。さらにそれに拍車をかけたのが、1695年にダブリンのアイルランド議会で可決されたカトリック刑罰法とイングランド政府が施行した1696年の航海条例とである。これらによってアイルランド原住民は、二度と立ち直れない貧農へと落ちていったのである。

1696年の航海条例は、イングランドがアイルランドを支配、いいかえるとアイルランドを完全に植民地にさせることを前提として施行された法律である。そこでこの条文の中で、イングランドと同等に取り扱われているところは、すべてイングランドの支配下にあるアイルランドを指している。またイングランド貿易から多大な恩恵をあずけられているアイルランド人とは、アイルランドに居住するイングランド人だけである。

アイルランド人といえば、当然アイルランド原住民をも含められなければいけないのだが、一連の航海条例においては、アイルランド原住民は全く無視され、かえってこれらの条例によって、貧農への道をたどるしかなかった。

要するに1696年の航海条例は、一連の航海条例によるアイルランド原住民の脱法（密輸）を、より厳しく取り締まるために施行された法律であり、またアイルランドの植民地化をより容易にやり確実に推し進めた法律でもあった。

《付記：メリーイル・ジェンセン氏が編纂した主要な航海条例，すなわち1660年および1663年の航海条例は，すでに著者（＝川瀬）が，「航海条例とスコットランド」『徳山大学創立20周年記念論文集（徳山大学論叢第36号）』，71-74ページ，78-80ページ，の中で訳出したが，本稿においても重要だからあえてこれらの航海条例を，部分的に多少加筆し掲載した。》